

第6次

大島町基本構想・前期基本計画

平成28年3月



東京都大島町

大島町基本構想の策定にあたって

私たちのまちは、昭和30年に旧6カ村が合併し、「大島町」として生まれ変わってから、本年、町制施行60周年の節目を迎えました。

「大島町」誕生から今日まで、昭和33年の狩野川台風災害、昭和40年の元町大火や昭和61年の三原山大噴火など、様々な災害に遭遇しながらも先人たちのたゆまぬ努力と知恵、勇気により、我が国の経済成長とともに大きく発展してまいりました。

私たちも先人たちの知恵と勇気に学び、平成25年伊豆大島土砂災害からの早期の復興を図るとともに、災害に強い自助・共助・公助のまちづくりに努めなければなりません。

先人たちにより今日の大島町の繁栄が築かれたことに、改めて敬意を表し感謝申し上げます。この60年間は、まさに皆が知恵と力を出し合い、皆で大島を良くしてきた歴史であります。

さて、平成19年に策定した第5次基本構想は平成27年度を目標年度とし、「誰からも羨ましがられるまち」をまちの将来像と掲げ、産業経済や社会基盤整備をはじめとした町政各分野の発展に取り組んでまいりました。しかし、この間の時代背景や社会情勢の変化は著しいものがあり、大島町を取り巻く環境も一段と厳しくなっております。こうしたなか、私たちは、多様化している町民生活や意識の変化に伴い、町民皆様の複雑化する行政に対する期待や要望に応えなければなりません。

町民皆様の期待や要望に対し適切にかつ効率的に対応するためには、長期的なビジョンに基づく計画的な行政執行が何より重要であると考えます。

この度、第5次基本構想の期間終了に伴い、長期的なビジョンに基づく計画的な行政執行の実現を目指して新たな時代に対応し、また社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるまちづくりを念頭に、平成28年度から平成35年度までの8年を期間とした第6次基本構想を策定いたしました。

私のまちづくりの基本的コンセプトは、島の皆が未来に希望を持って元気に働き、お年寄りが安心して暮らせ、子どもたちの明るい笑い声が絶えない、そんな島をつくることです。しかし、町は人口減少・高齢化社会を迎え、またこれに比例して各産業は衰退傾向であり、更に平成25年の土砂災害の影響などにより、地域の活力を持続することがますます厳しい状況となっております。

こうした状況のなか、今、大島町で最も大切なことは、住民のいのちとくらしを守ることです。そのためには、次の3つのことを最優先して取り組まなければなりません。

1. 平成25年伊豆大島土砂災害から復旧・復興して、安全なくらしを創ります。
2. 島の皆がこれからも将来にわたって、食べていけるしごとを創ります。
3. 子どももお年寄りも安心して暮らせる生活環境を創ります。

以上を踏まえまして、第6次基本構想で掲げたまちの将来像は「笑顔あふれる、誰もがくらしたくなる島」といたしました。更に7つの基本目標を設定し、目標達成に向けて全力で取り組み、「笑顔あふれる、誰もがくらしたくなる島」としての大島町を築き上げ、先人たちから受け継いだ私たちのこの大島町を次の世代に引き継ぎたいと思います。

終わりに、この計画の円滑な実現に向けて関係団体、関係機関の方々をはじめ、町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、本構想の策定に当たりご尽力賜りました審議会委員、町議会及び関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成28年3月

大島町長 三辻利弘

目 次

第6次大島町基本構想

第1章	基本構想の策定の趣旨	6
第2章	基本構想・基本計画の構成	7
第3章	町の概要	9
第4章	まちの将来像 笑顔あふれる、誰もがくらしたくなる島.....	10
第5章	将来目標人口	11
1 自然と調和・共生したまちづくり ― 町の基盤づくり ―		
	「第1」土地利用.....	12
	「第2」交通運輸.....	12
	「第3」道 路.....	12
	「第4」河 川.....	12
	「第5」港 湾.....	13
	「第6」空 港.....	13
	「第7」公営住宅.....	13
	「第8」伊豆大島ジオパーク	13
2 安全・安心でやすらぎのあるまちづくり ― 地域環境づくり ―		
	「第1」生活環境.....	14
	「第2」生活排水等.....	14
	「第3」上水道.....	14
	「第4」電 気.....	14
	「第5」通 信.....	14
	「第6」防 災.....	15
	「第7」安全・安心.....	15
	「第8」公害・環境保護.....	15
	「第9」公園・緑地.....	15
	「第10」土地保全	15

「第 11」 再生可能エネルギー.....	15
「第 12」 空き家対策.....	15
「第 13」 移住・定住対策.....	16
3 健康でやさしさあふれるまちづくり — 福祉の充実、健康づくり —	
「第 1」 保健・医療.....	17
「第 2」 衛 生.....	17
「第 3」 社会福祉.....	17
4 豊かな人間性を育むまちづくり — 教育・文化の向上とふるさとづくり —	
「第 1」 社会教育.....	18
「第 2」 学校教育.....	18
5 時代に合った地域性を活かしたまちづくり — 活力ある産業づくり —	
「第 1」 地域産業の 6 次化.....	19
「第 2」 農 業.....	19
「第 3」 林 業.....	19
「第 4」 漁 業.....	20
「第 5」 観 光.....	20
「第 6」 商工業.....	20
「第 7」 消費者の保護.....	20
6 安心と笑顔あふれる美しいまちづくり — 復興のまちづくり —	
「第 1」 復興の柱 1.....	21
「第 2」 復興の柱 2.....	22
「第 3」 復興の柱 3.....	22
「第 4」 復興の柱 4.....	23
「第 5」 元町地区の復興まちづくり計画.....	25
7 まちづくり推進のために — 住民とともに歩む —	
「第 1」 住民参加.....	26
「第 2」 協働自治.....	26
「第 3」 行 政.....	26
「第 4」 財 政.....	26

第6次大島町前期基本計画

《第1章》 自然と調和・共生したまちづくり ―町の基盤づくり―

「第1」	土地利用	28
「第2」	交通運輸.....	29
「第3」	道 路	30
「第4」	河 川	32
「第5」	港 湾	32
「第6」	空 港	33
「第7」	公営住宅.....	34
「第8」	伊豆大島ジオパーク	35

《第2章》 安全・安心でやすらぎのあるまちづくり ―地域環境づくり―

「第1」	生活環境.....	37
「第2」	生活排水等	39
「第3」	上水道	40
「第4」	電 気	41
「第5」	通 信	42
「第6」	防 災	42
「第7」	安全・安心	45
「第8」	公害・環境保護	47
「第9」	公園・緑地	48
「第10」	土地保全	49
「第11」	再生可能エネルギー	50
「第12」	空き家対策	50
「第13」	移住・定住対策	50

《第3章》 健康でやさしさあふれるまちづくり ―福祉の充実、健康づくり―

「第1」	保健・医療	52
「第2」	衛 生	55
「第3」	社会福祉.....	55

《第4章》 豊かな人間性を育むまちづくり —教育・文化の向上とふるさとづくり—

「第1」 社会教育.....	62
「第2」 学校教育.....	67

《第5章》 時代に合った地域性を活かしたまちづくり —活力ある産業づくり—

「第1」 地域産業の6次化.....	72
「第2」 農業.....	72
「第3」 林業.....	76
「第4」 漁業.....	76
「第5」 観光.....	80
「第6」 商工業.....	85
「第7」 消費者の保護.....	87

《第6章》 安心と笑顔あふれる美しいまちづくり —復興のまちづくり—

復興の柱.....	88
「第1」 復興の柱1.....	88
「第2」 復興の柱2.....	89
「第3」 復興の柱3.....	89
「第4」 復興の柱4.....	90
「第5」 元町地区の復興まちづくり計画.....	92

《第7章》 まちづくり推進のために —住民とともに歩む—

「第1」 住民参加.....	99
「第2」 協働自治.....	99
「第3」 行政.....	100
「第4」 財政.....	102

資料編

i. 諮問.....	109
ii. 答申.....	110
iii. 大島町総合開発審議会委員名簿答申.....	111

第 6 次

大島町基本構想

(平成 28 年度から平成 35 年度)

平成 28 年 3 月



東京都大島町

大島町基本構想

第1章 基本構想の策定の趣旨

本町の基本構想は、昭和44年に「大島町開発総合計画」を策定して以降、10年周期で3回の改定、その後9年間の改定を行いました。前基本構想は目標年度を平成27年度（2015年度）、目標年度の想定人口を10,500人（定住人口9,500人、交流人口1,000人）、町の将来像を「誰からも羨ましがられるまち」として、住民の福祉・生活環境・経済・教育等の充実・向上をめざしてきました。

この間、島外を結ぶ交通体系は、海路では超高速ジェット船が平成14年度（2002年度）から定期便として就航し、また、館山・久里浜便等の期間運行の拡充が図られましたが、空路では羽田・大島間の定期便の運休が平成27年度（2015年度）に決定されました。

一方、島内の生活環境では新たな焼却施設及びし尿汚泥再生処理センター「千波環境美化センター」が平成26年（2014年）4月に開設、小学校統廃合事業完了（平成21年（2009年）4月、つつじ小学校開校）、義務教育就学時医療費助成制度の創設・拡充が図られてきました。

しかし、平成25年10月16日、台風26号の接近にともなう記録的な豪雨により、大規模な土砂災害が発生し、甚大な被害を受けました。この災害によって、町内で36名の尊い命が奪われ、いまだに3名の方が行方不明となっているほか、負傷者や住家等の建物被害が多数発生しました。

これに加えて、依然として続く観光産業の低迷、加速化する少子高齢化と定住人口の減少、第1次産業従事者の高齢化・担い手不足、島内経済の低迷等、打開すべき課題は山積し住民の行政に対する要請は、ますます多種多様化されています。

このような状況を打破し、島の皆が未来に希望を持って元気に働き、お年寄りが安心して暮らせ、子どもたちの明るい笑い声が絶えない「笑顔あふれる、誰もがくらしたくなる島」の将来形成に向けての指針として「第6次基本構想・基本計画」を策定するものです。

第2章 基本構想・基本計画の構成

この計画は、将来のまちづくりの指針となるもので、基本構想・基本計画・実施計画をもって構成し、目標年度における「町の将来像」及び、それを達成するための「施策の大綱」並びにその「基本的施策」からなります。

また、町の将来像を達成するために、この計画の分野横断的な下位の計画として、大島町人口ビジョン、大島町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、継続的な取組みを図ります。

1. 基本構想の期間

平成28年度（2016年度）から平成35年度（2023年度）までの8年間とします。

（期間の設定理由）

基本構想の策定は、昭和44年の地方自治法改定により、法制化されました。

これに伴い、当町では同年に「大島町総合開発計画」を策定し、以降10ヶ年を区切りとして3回の改定を行い、9ヶ年を区切りとして1回の改定を行っています。

なお、平成23年地方自治法の一部改正により、市町村は、基本構想を策定しなければならないといった義務付けが廃止されました。

しかし、町としては将来のまちづくりの指針ともいえるべき基本構想の重要性を認識のもと、また各行政分野の計画が基本構想に即すること等とされていることから、今後も策定することとします。

策定期間は、自治体の代表者たる首長の改選期も視野に入れた期間とすることにより、社会状況等の変化に迅速に対応するものです。

2. 基本計画の期間

基本計画の期間は、基本構想の期間と同じ期間とし、前期と後期を設定します。

- ・前期基本計画期間：平成28年度（2016年度）から平成31年度（2019年度）末までの4ヶ年とします。
- ・後期基本計画期間：平成32年度（2020年度）から平成35年度（2023年度）末までの4ヶ年とします。

3. 実施計画

基本計画での施策を実現するための事業計画で、計画期間は基本計画と同期間とし毎年度見直しを図ります。

計画		年度								
		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
基本構想		H28年度～H35年度末までの8年間								
前期	基本計画	H28年度～H31年度末までの4カ年								
後期						H32年度～H35年度末までの4カ年				
前期	実施計画	前期実施計画								
後期						後期実施計画				
町長改選時期										

(参考図) 平成28年(2016年)を起点に平成35年(2023年)まで作成

第3章 町の概要

本町は東京都に属し、東京の南南西約 120 k mの海上に位置し、東西約 9 k m、南北約 15 k m、面積 90.76 km²で、首都圏に一番近い伊豆諸島最大の島です。

富士箱根伊豆国立公園の指定を受けた自然環境に恵まれ、島の中央には外輪山で囲まれた約 12 k m²の砂漠といわれる火口原（カルデラ）があり、このなかに標高 758mの複式火山三原山が聳えています。地質は主に玄武岩で形成されていますが、たび重なる噴火により溶岩流や噴出物が随所に露出しています。

人口は約 8,000 人、高齢化比率は 35.6%であり、昭和 50 年頃から微減が続き、少子高齢化が進行しています。

島の経済は観光産業に大きく依存していますが、花卉（ガーベラ、ブバルディア等）や、明日葉等の農業、貝類・藻類等の漁業及び焼酎、くさや、椿油等の加工業も盛んです。

これまで、自然環境と調和のとれた特色ある豊かな産業と観光の島をめざしてきましたが、今後もこの方向を継承しつつ、更に、人にやさしく、豊かな自然とともに安全・安心で住み続けられる「笑顔あふれる、誰もがぐらしたくなる島」としての発展を図ります。

第4章 まちの将来像

「笑顔あふれる、誰もがくらしたくなる島」

【将来のイメージ】

私たちの大島町は、人にやさしく、樹木の緑と海洋の青に囲まれた豊かな自然とともに、島の皆が未来に希望を持って元気に働き、お年寄りが安心して暮らせ、子どもたちの明るい笑い声が絶えない「笑顔あふれる、誰もがくらしたくなる島」です。

伊豆大島ジオパークの理念に基づくまちづくりを推進し、住民一人ひとりの、様々な発想や取り組みにより、地場産業が活性化し、安定的な暮らしとともに人にやさしい地域社会の中で、若者の定住、U・I ターン、高齢者の生涯現役に繋がる町が形成されています。また、大島を訪れる人々が住民・歴史・文化・各種スポーツ・自然とふれあい、島だからこそできる体験や、島の魅力を満喫して、再び訪れるリピーターが増加しています。更には、交流居住型の観光・産業の発展により、移住生活環境の整備が図られ、島への移住者も多くなっています。

島への玄関口である港は、様々な施設整備が進み安全で活気にあふれ、住民はもちろん訪れた人々が癒される憩いの場としても利用され、「笑顔あふれる、誰もがくらしたくなる島」として魅了しております。そして、国内外からみて日本の島といえば大島と思い浮かべていただける「日本の島々の首島（都）」となっています。

第5章 将来目標人口

【人口の想定】

本基本構想・基本計画の目標年度である平成35年度（2023年度）の人口は、8,300人（定住人口7,500人、交流人口800人）とします。

（定住人口）

本町の住民基本台帳は、昭和30年（1955年）4月に旧6ヶ村が合併以来、昭和27年には13,000人を超えましたが、その後、昭和42年までは12,000人台で推移し、昭和58年には10,000人台に減少し、平成6年からは9,000人台、平成19年からは8,000人台となっており、昭和30年（12,902人）から平成27年（8,236人）の60年間で4,666人（年平均78人）の減少となっています。

一方、国勢調査での人口は、昭和55年度を100とした場合、平成22年では79となり、実数では2,273人（年平均76人）の減少で、この国勢調査を基礎とした統計資料では、平成32年（2020年）の人口は7,473人（平成37年（2025年）6,977人）との推計が発表されています。

このことから、人口減少については、今から対処療法を打っても流れを止めることは厳しい状況であり、ある程度この流れを一旦受け止め、どうしたら人々が幸せにいらしていかかを考えて行動を始めることが将来への責務です。

限られた資源などから、ある程度の人口減少はやむを得ません。少子高齢化の最大の問題は、そのスピードであり、高齢者等の従属人口を支えられる生産人口を維持しながら、徐々に出生率が回復し、理想的な人口に落ち着けばと考えます。

しかしながら、この基本構想・基本計画を大いに推進することにより、目標年度の平成35年度（2023年度）想定定住人口を7,500人とし、「笑顔あふれる、誰もがくらしたくなる島」の形成を目指します。

（交流人口）

来島者数（交流人口）は、離島ブームを反映した昭和48年の838,623人をピークに、平成26年では201,995人となり、ピーク時の24%まで落ち込んでいます。これを打開すべく年間交流人口の目標を30万人（日平均820人）と設定し、この目標の実現に向けて鋭意努力しており、更に、この基本構想・基本計画を推進して、目標年度の平成35年度（2023年度）における想定交流人口を一日平均800人とします。

1 自然と調和・共生したまちづくり

— 町の基盤づくり —

元気で住みやすい快適なまちづくりを進めるには、基本的な土地利用の方向性を定め、町の基盤整備の充実が必要です。このため、適正な土地利用に努め、広大な海域や豊かな自然の持つ可能性を最大限に生かし、町の美しい風景や緑豊かな自然を大切にしながら、自然と人々が調和し、仲良く共生する大島らしい環境づくりを推進し、元気で住みよいまちづくりを進めます。

「第1」 土地利用

元気で住みやすく快適で暮らしやすいまちづくりを進めていくため、自然環境を保全するとともに、町の自然条件・歴史などを総合的に考え合わせ、広大な海域や豊かな自然の持つ可能性を最大限に生かし、自然と人が共生した調和のとれた発展を図り、良好な住環境を形成する適正な土地利用に努めます。また、平成25年10月16日に発生した土砂災害の教訓と、平成26年改正の「土砂災害防止法」により指定された、「土砂災害警戒区域」・「土砂災害特別警戒区域」についての危険の周知と警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等の対策を推進し、住民等の生命及び身体を守ります。

「第2」 交通運輸

島内外における利便性・安全性・快適性の向上に努めるとともに、現交通ネットワークの拡充を進め、高齢者や観光客にも配慮した利用しやすい交通体系の確立を図ります。

「第3」 道 路

道路整備を計画的に取り組んでいくとともに、安全性と環境に配慮した、高齢者・障害者をはじめとする歩行者が安全に通行できるバリアフリー化の充実を図り、人と自然にやさしい道路づくりに努めます。

また、観光地「大島」の文化や自然を活かし、景観にも配慮した道路整備を促進します。

「第4」 河 川

道路整備・生活基盤整備が進むにつれて、今まで浸透していた雨水等が浸透しきれず流出量が増大していることから、住民生活の安全・安心と地域環境の保全を図るため、自然にやさしい河川整備を促進します。

「第5」港 湾

住民生活の安定を図るうえからも、産業振興を推進するとともに、最も重要な基盤の港湾は、年次計画に沿って整備が進行中です。伊豆諸島の基地港湾としての元町港・岡田港・波浮港の総合的な整備を推進するとともに、就航船の大型化や高速化及び貨物量の増加に対応するための港湾機能の充実を関係機関に要請していきます。

「第6」空 港

産業振興、住民生活の安定化のためには航空機の就航は欠かせないものであります。調布飛行場と大島を結ぶ新中央航空の運行便数については、セグメントのニーズや動向に応じ、利便性の向上と増便を要望していきます。また、羽田路線の復活や空港の利用について関係機関に要望していきます。

「第7」公営住宅

日常生活に潤いとゆとりを与え、心豊かな生活を営むためには、快適な住環境をつくる必要性が高く、また、若者の定住・高齢者が安心して生活できるうえからも、良質で低廉な住宅の供給を促進します。

「第8」伊豆大島ジオパーク

私たちの足元に広がる大地と、その大地から育まれた自然や歴史・文化、人々の暮らしを貴重な地域資源として位置づけ、ジオパークの理念に基づく取組みによる総合的なまちづくりを推進し、町の持続的な発展をめざします。

住民や次世代を担う子どもたちが地域を深く学び、地域の価値と魅力を認識し、郷土に誇りと愛着を持つことによって、住民が一体となった地域資源の継承を推進します。また、地域を知ることによって住民の防災・減災意識を向上させ、安心安全なまちづくりに繋げ、地域資源の共有・発信と、保全及び適正な活用を主体的に行う住民活動や産業を支援することで、地域の活性化を図ります。

日本ジオパークのネットワークを活用し、情報交換や人的交流を図ることで、他地域に学び自地域の魅力を再認識しながら広域的な情報発信をおこないます。

2 安全・安心でやすらぎのあるまちづくり

— 地域環境づくり —

安全・安心で豊かに誰もが住み心地のよい快適な環境の整備は、最も基本となる生活条件です。そのため、長期的な展望にたって計画的に諸施策を展開し、住民一人ひとりが相互に協力して、生活安全意識の向上を図り、きれいな水とみどり豊かな潤いのある安全・安心でやすらぎのある地域環境を形成します。

「第1」生活環境

ごみ、し尿の処理については、可能な限り再資源化し、ごみゼロの町を目指します。安心で誰もが住み心地のよい生活を維持するために、清潔で美しい景観を形成していくことに努め、個別収集と施設の整備についても検討し推進します。

「第2」生活排水等

観光地大島として安全で安心に富んだ魅力あるまちづくりを進めるためには、生活排水等の施設整備は重要な課題です。分散型の集落形態、多大な建設費用、受益者負担等を考慮し、地域の特性、実情に見合った形態で合併処理浄化槽を基本とした下水処理施設の整備を促進し、大島町の生活排水処理に向けて最大限の努力をします。

「第3」上水道

住民が安全・快適に暮らせるための条件として、インフラ整備の充実が求められます。その中でも、安定した生活用水の確保は重要な要件です。近年、量・質的にはほぼ充足してきていますが、今後は「地域水道ビジョン」を策定し、取水水源の確保、管理体制の充実、北部浄水整備等老朽施設の改良・更新を促進し、更に安全・安心でおいしい水の安定供給に努めます。

「第4」電 気

冷暖房設備などの普及により、電気使用量は年々増加していますが、日常生活における電力事情は充足された状態といえます。今後は再生可能エネルギー等を活用するなど無駄なエネルギー消費を極力避けるよう努めながら、災害及び事故発生時にも安心できるよう保安、管理体制の強化を関係機関に要請します。

「第5」通 信

現在の高度情報通信ネットワーク社会は平時、緊急時、また、利用者、環境を問わず、携帯電話やインターネットの通信の使用が可能な状況になりつつあります。今後は島外との情報格差をなくすよう関係機関に要請します。

「第6」防 災

伊豆大島近海地震、昭和61年噴火災害、更に平成25年台風第26号による土砂災害など、自然災害の脅威を幾度となく経験しており、いつ発生するかわからない自然災害への備えの重要性や、大規模な火災、また、テロや武力攻撃などの事態発生に備えるため、危機管理体制の強化・充実を図ります。

「第7」安全・安心

過密化する車社会へ対応する交通安全対策、更に、複雑多様化へ変化する社会環境の中、全ての人々が相互に協力して生活意識の向上を図るとともに発生しうる犯罪等に迅速・的確に対応できるよう地域コミュニティの連携・強化、更に自主的な組織・体制づくりを推進し、安全で安心して暮らすことができる町をめざします。

「第8」公害・環境保護

現在、産業廃棄物による悪質な公害は発生していないものの、ごみの不法投棄や大量埋め立てにより公害を誘発する可能性もあります。

また、生活排水による海洋汚染なども懸念される中で、近年の地球的規模で問題化している自然環境破壊に対応するための充実を図ります。

「第9」公園・緑地

恵まれた自然環境、特に国立公園のすぐれた観光資源を保全・活用するとともに、心に豊かさを育み、生活にうるおいを与える空間として、自然とともに安心でこころよい住環境を創造するため、みどりを取り入れた公園・緑地の充実を図ります。

「第10」土地保全

自然環境を考慮し限られた土地を最大限に活用し、また、台風、波浪など自然災害から住民の財産と生活を守るため、溶岩流対策の促進、治山、治水、砂防、海岸保全事業の推進を関係機関に要請します。

「第11」再生可能エネルギー

太陽光、風力、波力などの再生可能エネルギー活用により、CO₂の削減による自然環境の保全対策だけでなく、ジオツーリズム、エコツーリズムで大島の魅力をアピールし、環境と観光が融合した取組みを推進します。

「第12」空き家対策

人口減少に伴い空き家が増加し、防災上等大きな問題となっており、危険なものや衛生上問題のあるものについては「特定空き家」に認定し、所有者に修繕や撤去を勧告します。

また、U・Iターンを希望する人に対して、空き家を活用した新たな生活を始めるための支援を図ります。

「第 13」 移住・定住対策

町民と町が協働し、移住・定住のための環境整備を推進し、島内外に情報を発信することにより、若者や退職者及び高齢者の移住・定住を促進するとともに、特に島出身者のUターンをめざします。

3 健康でやさしさあふれるまちづくり

— 福祉の充実、健康づくり —

一人ひとりが健康で暮らしにゆとりを感じ、誰もが生きがいを持ち安心して暮らせるよう、地域で福祉等を専門とする人のネットワークを有効活用し、各種相談・援護体制の充実を図り、健康でやさしさあふれるまちづくりを推進します。

また、自らが食について考え、食の大切さ、重要性を再確認し、伝統ある食文化を継承し食育の推進を図ります。

「第1」保健・医療

人口の高齢化や生活水準の向上による食生活の変化は慢性的疾患の増加や、発生する病気の多様化、複雑化などを生み出し、住民の健康に対する関心もますます高まりをみせています。離島であるがゆえ医療基盤は弱く、特に、緊急時や重症時における治療・手術は困難な状況であり、住民の医療に対する不安や、また、やむをえず本土において治療を受ける際の経済的負担や精神的負担は大きいものがあります。医師、看護師、医療関係技師等の安定的確保、医療施設の近代化や充実を図るとともに、住民検診や健康づくり運動にも積極的に取り組み、病気の予防に努めます。

「第2」衛生

墓地については地域のニーズを把握しながら、整備・拡張を図るとともに、火葬場、斎場や通夜での使用ができる各地域の公民館、福祉館等についても住民が利用するうえでの利便性を考慮した運営に努めます。

「第3」社会福祉

社会福祉の目標は、人々が健康でいきいきと安心して暮らすこと、また、誰もが住み慣れたところで、家族や地域とのつながりを保ちながら多様なサービスを主体的に選択し、自立した生活が続けられることです。少子高齢化への急速な変化、地域や家庭機能の変化、更には、低成長経済への移行等福祉を取り巻く環境は、大きく変化しています。福祉サービスの利用についても、これまでの行政サービス提供の形態の措置制度から個人の自立を基本とし、利用者がサービスを選択する制度へと移行するなか、複雑・多様化するニーズに適切かつ柔軟に対応することはもちろん、また、住民一人ひとりの中に思いやりの気持ちを持った心の醸成に努めます。

4 豊かな人間性を育むまちづくり

— 教育・文化の向上とふるさとづくり —

次世代を担う子どもたちが、豊かな自然の中で、学校と地域の教育力により、健やかに成長できる教育環境を整えます。

また、住民一人ひとりがより良く生きるため、生涯にわたり学習できるスポーツや文化等の面において充足した環境や行事づくりを推進します。

「第1」社会教育

社会経済情勢の大きな変化、加速化する少子高齢化の進行の中で、子どもからお年寄りまで心の通い合う地域・社会づくりが求められています。古くから根ざしている文化の伝承や、将来にわたってみんなが楽しめるスポーツや文化の創出・普及に努めます。住民が学びたい時に学び、楽しみたい時に楽しめるような環境づくりを推進します。

「第2」学校教育

出生数の減少や離婚率の増加など子どもたちを取り巻く環境は大きな変化をとげ、人間形成の土台となる家庭環境、教育環境にも少なからず影響を及ぼしています。高度情報化社会の急激な進展は、子どもにとって必要のない不健全な情報までが氾濫し、大きな社会問題を生み出しています。こうした社会の変化がいじめや虐待、校内暴力、家庭内暴力、引きこもりなどの多くの社会不適応、人間性希薄化の要因ともなっています。また、増加傾向にある『特別な支援を必要とする子どもたち』への対応も充実させていかなければなりません。子どもたちの実態把握に常に目をむけ、最も大切な家庭教育や地域教育力の向上を目指すとともに、郷土大島を愛する心の育成をはじめ未来を担う子どもたちの人間形成の場として、一人ひとりの個性を重視しながら、学校教育の充実に努力します。

5 時代に合った地域性を活かしたまちづくり

— 活力ある産業づくり —

本町の活力となる自然環境と調和した地域産業機能を充実し、住民が生きがいを持って働くことができる環境を維持・向上させながら、島という立地性を生かし、Uターン・Iターンなどができる環境整備を充実し、農業、漁業における人材を確保し、若者が定着する活力ある産業の振興を図ります。農業用水の確保、あるいは、つくり育てる漁業を支える生産基盤の整備に努め、時代と合った地域性を活かした産業づくりを推進します。

なお、自立的発展を促進するための「地域産業の6次化」、「販売ルートの開拓」、「ブランド化」等、1次産業・2次産業・3次産業の相互の連携を図ります。また、様々な発想による夢や希望のある観光振興の充実を図り、笑顔あふれる、誰もがくらしたくなる魅力あるまちづくりを推進いたします。

「第1」地域産業の6次化

住民と行政的団体と町が、弱く衰退傾向にある各産業の危機感を共有し、知恵と力を出し合い、1次・2次・3次産業を相互に連携させ、各産業の資源や強みを持ちよって弱みを補完し6次産業化を推進します。相乗効果を働かすことで、新たな経済効果を生み出していきます。

「第2」農 業

現在、本町における農業は、ガーベラやブバルディアなどの施設園芸を主とした花卉栽培を主力とし、アシタバやキヌサヤエンドウなどの農産物の栽培もおこなわれていますが、就農者の高齢化や後継者不足による就農人口の減少により、農家数、経営耕地面積、生産額はいずれも減少の一途をたどっています。これからの農業生産基盤の維持向上のために、新たな担い手となる若手農家を育成し、優良な農地の遊休化防止や遊休地でのアシタバ生産などの利活用を推奨するとともに、農業用水の確保をおこないます。また、新たな作目を選定し特産品とするブランド化を推進し、経営体制についても共選共販をはじめとする企業化・大型化を図るなどの見直しを検討し、より生産性、収益性の高い農業への転換と6次産業化を推進することで農業経営の安定化と強化を図ります。

「第3」林 業

山林は全島面積の約半分を占めていますが、そのほとんどが自然雑木林で、古くは製炭用材としてかなりの生産量を誇っていましたが、現在林産物の生産はほとんど行われていません。近年、椿油が見直されておりますので、椿山の整備を実施して椿の実の収穫増産を図り、また、大島桜山の整備に努め、桜チップなどの新たな活用方法を調査しながら、林業の振興を図ります。

「第4」漁業

近海に好漁場を持つ本島の漁業は、基幹産業として位置づけられていながら、脆弱な経営や後継者の不足、あるいは天然資源の枯渇など様々な要因で長期停滞状態にあるといえます。漁場の整備や漁港の整備などの基盤整備を進めながら、栽培漁業センターと連携を強め、つくり育てる漁業への充実を図ります。また、新たな特産品の開発やブランド化と6次産業化を推進します。

「第5」観光

代表的な観光資源である「三原山（御神火）」「椿」「アンコ」等を、ジオパーク認定・国際優秀つばき園認定等により、時代に合ったみがきをかけるとともに、年間を通し来島客に「行ってみたい」「また行きたい」「住んでみたい」と思われるような島の魅力づくりや、短くても暮らすような旅の創出など、新たな観光資源の開発により着地型観光の推進を図ります。

2016年に開催するアジア自転車競技選手権大会・2016年全日本自転車競技選手権大会を契機に、国内外の自転車競技会を誘致するとともに、市民サイクリストの受入れ環境整備を促進し、新たなブランドの創出を図ります。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、首都東京に一番近い島という地域特性と島の魅力の情報発信を充実させ、訪日外国人観光客の誘致を図ります

他の産業と連携し地元産の農畜産物や魚介類を提供し、6次産業化やブランド化を推進します。

これらを統合的に進めることにより、いつでも・誰にでも喜ばれる観光モデルを創出し、魅力ある観光地として従来の団体型の旅行体系から、個人あるいはグループ型への変化に対応し、時代に合った観光振興を推進します。

「第6」商工業

本町における小売業・飲食業等の商業は、定住人口が消費する安定している面と、年間約20万人来島する観光客が消費する不安定な面とを合わせ持つ特殊な条件下の中で、それぞれの事業者が自助努力を重ねながら、離島という環境の中で共存共栄してきました。近年のIT化にともなう通信販売・ネットショップの普及及び人口減、観光客減による島内消費力の大幅な減少に対処するため、今後は社会動向をよく見極めながら、柔軟かつ弾力的な経営基盤の確立を図ります。

「第7」消費者の保護

本土と隔離された離島の住民にとって、日常必需品などの消費物価は割高となっています。島しょ貨物運賃補助制度の充実を図り、関係機関に要請し消費者の保護に努めます。また、近年増え続ける消費者被害を未然に防止するため、情報提供や普及啓発に努めます。

6 安心と笑顔あふれる美しいまちづくり

— 復興のまちづくり —

復興にあたっては、被災者の生活、生業の一日も早い再建を図ることを最優先に進めていかなければなりません。更に、特に大きな被害を受けた地域の原形復旧に止まらず、今回の災害を教訓として、町全体の防災力の向上をめざし、地域基盤の向上や良好なまちづくりを図ります。

そのため、土砂災害からの早期の復興を図り、災害に強い自助・共助・公助のまちづくりに努めるとともに、住民が安心して生き生きと暮らすことができる地域力溢れる大島町の再生をめざして、住民と行政の信頼関係をもとに、協働と連携により「被災を繰り返さないまちづくり」、「安心して住み続けられるまちづくり」を進め、復興を積極的かつ着実に推進します。

更に、住民と行政とが一丸となって、復興で目指す島の姿の実現に向けて取組み、被災前より魅力ある島づくりを進めていきます。

「第1」復興の柱1

被災者生活再建支援

① 被災者への資金等の支援

- ・様々な既存制度を適切に運用し、一人ひとりの被災者の生活再建を支援します。

② 住宅再建の支援

- ・被災者の方々の意向を把握し、各種の既存制度の活用をするとともに、住宅再建課題に対応し、公共事業による用地取得を推進します。
- ・元町地区復興まちづくり計画により、住宅再建に必要な基盤整備などを促進し安心して住み続けられる安全で快適な居住環境を整備します。

③ 多様なサービスの提供

- ・被災者をはじめ住民が安心して暮らせるよう、住民の生活に関連する保健や医療、介護、子育て支援等、福祉に関する各種サービスを行い、社会福祉協議会等と連携した被災者の見守り体制の整備など、きめ細やかな支援を推進します。
- ・必要なサービスが適切に行き届くよう、見守り体制を継続し、求められるサービスを提供します。

④ 情報提供と相談体制の確立

- ・被災者が各種の支援体制を活用し、早期に生活再建に取り組むことができるよう、情報提供と相談体制を強化します。
- ・相談体制を維持し、被災者の生活再建の進歩や心身の状況に応じた支援を行います。

「第2」復興の柱2

地域基盤・インフラの復旧

① 地域基盤の整備

- ・町道など地域基盤の復旧や復興事業を展開するために、自然環境に配慮しながら、必要な整備を進めます。
- ・東京都が行う土砂災害対策などと連携しながら、被災した地域では自然と調和を図り、「安全」に加え「安心」を確保するまちづくりを進めます。
- ・東京都と町が連携して、島全体の安全性向上に向けた土砂災害対策を進めます。

② インフラの復旧と機能強化

- ・水道や電気、通信などライフライン施設については、災害時も供給機能が維持できるような整備の検討を推進します。

「第3」復興の柱3

産業・観光復興支援

① 島内企業の早期再建と商工業の振興

- ・直接間接に被災の影響を受けている島内企業が早期に復旧・再建できるよう、東京都と連携し各種支援策を進めるとともに、観光振興と連携して賑わいを取り戻します。
- ・農業、水産業、観光と一体となった取り組みを展開して、商工業の振興を図ります。
- ・企業支援、新たな特産品の開発等、島内外の消費者のニーズの変化に対応できる新たな魅力づくりを継続し、地域経済の活性化を進めます。

② 農業の早期再建と振興

- ・被災した農業者の意向を踏まえ、国や東京都の支援を活用して、営農再開への支援と農地や農業用施設等の復旧を行い、農業者の生活再建を支援します。
- ・商工業、水産業、観光と連携して農産物の地産地消を推進し、農業の6次産業化と振興を図ります。
- ・遊休農地の有効活用、担い手の確保・育成・定住支援などにより、農業の活性化をより一層図ります。

③水産業の早期再建と振興

- ・東京都と連携し、土砂等が流入した漁場の早期回復に取り組みます。
- ・水産加工技術の向上とともに、農業、商工業、観光と連携して魚介類や水産加工品の地産地消を推進し、水産業の6次産業化と振興を図ります。
- ・種苗放流など栽培漁業の推進による漁獲の安定化、担い手の育成・定住支援等により、水産業の活性化をより一層図ります。

④観光振興の推進

- ・島の安全対策のPRや、観光キャンペーンの展開などによる観光客の誘致を図ります。
- ・既存の観光資源の活用や改善とともに新たな観光資源の整備を図り、観光客への心のこもったおもてなしで島の魅力を向上し、リピーターのみならず来島者の口コミや様々な情報発信により新規の観光客の来島を促進します。
- ・東京オリンピック・パラリンピック（2020年開催）に合わせて、新たな大島の魅力の創出と世界に向けた発信により、多様な人々の来島をより一層促進し、観光振興を図ります。
- ・地域ごとの特色あるまちなみを保全するとともに、大島の自然と調和する景観的に優れたまちなみ形成に取り組み、観光振興を図ります。

「第4」復興の柱4

防災まちづくりの強化

①台風26号にともなう豪雨災害の検証と地域防災計画の改訂

- ・今回災害による課題を検証し、災害時の情報伝達体制や避難体制などを改善・強化します。
- ・土砂災害に加え、大規模地震や津波、噴火などの災害危険も考慮した災害時の体制や対策などを強化します。
- ・災害から復興の経験をふまえ、地域の土地利用やコミュニティの特性に配慮し、災害予防、応急対策、復旧・復興対策の事前実施と事前準備に向けた体制を強化します。

②災害情報の連絡体制の再構築

- ・町による各種の災害情報の収集及び住民等への伝達に関しては、情報連絡手段の充実を図り、町民にわかりやすい情報提供を行います。
- ・提供された災害情報を活かして“自らが主体的に命を守ることのできる”人づくりを推進します。
- ・住民が周囲で覚知した災害に係る情報について、ツイッターやSNSなどの新しい情報手段を活用して町と住民、住民同士が情報を共有するシステムを検討します。

③災害対応力の強化

- ・災害時における消防力の増強、町役場のほか、災害時の防災拠点となる施設の機能強化などにより、防災対応力を強化します。
- ・各種ライフライン事業者と連携してライフラインの災害対応力を強化します。
- ・防災訓練や防災学習などを通して“自らが主体的に命と家族を守ることのできる”人づくりを推進し、自助力の拡大を図ります。
- ・自主防災組織の育成、その活動の活性化を通して、避難や被災後の支援など様々に地域で支援し合う、地域の共助力の拡大を図ります。

④島内避難体制の再構築

- ・避難行動に支援を要する人への対応も含め、地域ごとの共助による避難体制の整備を推進します。
- ・避難計画は、地域ごとの避難行動に支援を要する人の現状把握にあわせて防災関係機関と緊密な調整を行い、適宜見直しを行うとともに、土砂災害のほか、大規模地震や津波などの自然災害も考慮して、地域特性に応じた避難体制を構築します。

⑤避難施設の強化等

- ・既に指定されている避難所の修繕・改修又は新規設置等によりあらゆる災害に対する防災機能の強化に努めるとともに、利活用が可能な町有施設については、避難所としての機能が適切か否かの検討を重ね有効利用を図ります。
- ・避難所施設のバリアフリー化や食料や生活必需品、資機材等の備蓄、通信機器の整備などを検討し、避難所機能の向上を図ります。
- ・災害に応じた避難経路の整備や安全性確保などにより、安全・迅速・円滑な避難ができるよう図ります。

⑥災害教訓の伝承と地域防災力の向上

- ・防災訓練及び防災教育の充実と効果的な実施方法を検討するなど、住民との協働と連携による地域防災力の向上を推進するとともに、今回の災害の検証や教訓を、島内外にわたって後世に伝えます。
- ・自助・共助・公助の考え方にに基づき、防災教育の推進や自主防災組織の育成などにより、防災意識の高い人づくりを進めます。

⑦追悼式の開催

- ・犠牲になられた方々のご冥福を祈り、二度と災害による犠牲者をださない取組みを継続していくことを誓うため、メモリアル公園が完成するまで毎年10月16日に開発総合センターにおいて追悼式を開催いたします。メモリアル公園が完成した後は、公園内での開催に努めます。

「第5」元町地区の復興まちづくり計画

元町地区の復興まちづくりは、大金沢の土砂災害対策流路改修の進捗にあわせて、災害に対して安全・安心を感じることができ、かつ景観に配慮した市街地基盤の整備と土地利用（安全・安心なまちづくり）を進め、被災者等の意向を尊重して住宅再建支援（住宅再建の推進）を進めるとともに、被災地域の土地については、民間も含めた検討を行うことにより、発展的な復興拠点となる土地利用を進めていきます。

7 まちづくり推進のために

— 住民とともに歩む —

民主的な町政を推進するために住民の意向を十分把握するとともに、行政の実態を常に周知して、理解と協力を求めます。

「第1」住民参加

多様化する行政の対応に、住民の創造と知恵を導入します。このため住民自らが学び、知り、会得して自己を高め、町政への積極的な参加ができるよう、いつでもどこでも幅広い学習活動の機会や場が得られるような環境づくりを進めます。

「第2」協働自治

第6次大島町基本構想及び前期基本計画の目標を実現させるために必要な行政体制づくりを、「協働」による改革で推進します。外部資源を活用し、従来の行政組織や事務体制の根本的在り方を変え、戦略的な経営目標のもとに、行財政の合理化効率化と住民サービスの向上を可能にさせる手法として、広い意味での協働型アウトソーシング経営（行政と住民・民間等が対等の担い手として、公益を実現しようとする共通の目的のもと、自主性、自立性の相互理解と尊重することで、双方にメリットをもたらす取組み）を推進します。

「第3」行政

行政は、協働自治に掲げた協働型アウトソーシングを推進するため、公開性や透明性、そして行政の説明責任を果たし、公役務の直接的な供給主体から地域社会における企画調整システムへ、また、住民の持っている力を引き出し支援する立場へと自治体システムの改革を目指します。更に民間の活力を活用しつつ公共的な立場から企画管理する自治体へと移行し、合理的効率的で質の高い住民サービスの向上を図ります。

「第4」財政

社会経済状況が大きく変化する中、町財政もまた自らの構造を改革し、新しい時代に適応する財政体質を確立することが求められています。そのためには、これまでの制度や施策を聖域なく見直し、時代に適合した柔軟で効率よいものへと改善を図ります。

第 6 次 前期基本計画

(平成 28 年度から平成 31 年度)

平成 28 年 3 月



東京都大島町

《第1章》 自然と調和・共生したまちづくり

－ 町の基盤づくり －

元気で住みやすい快適なまちづくりを進めるには、基本的な土地利用の方向性を定め、町の基盤整備の充実が必要です。このため、適正な土地利用に努め、広大な海域や豊かな自然の持つ可能性を最大限に生かし、町の美しい風景や緑豊かな自然を大切にしながら、自然と人々が調和し、仲良く共生する大島らしい環境づくりを推進し、元気で住みよいまちづくりを進めます。

「第1」土地利用

元気で住みやすく快適で暮らしやすいまちづくりを進めていくため、自然環境を保全するとともに、町の自然条件・歴史などを総合的に考え合わせ、広大な海域や豊かな自然の持つ可能性を最大限に生かし、自然と人とが共生した調和のとれた発展を図り、良好な住環境を形成する適正な土地利用に努めます。また、平成25年10月16日に発生した土砂災害の教訓と、平成26年改正の「土砂災害防止法」により指定された、「土砂災害警戒区域」・「土砂災害特別警戒区域」についての危険の周知と警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等の対策を推進し、住民等の生命及び身体を守ります。

(計画)

(1) 宅地造成事業の指導

「大島町宅地開発等指導要綱」に基づき、適正な指導を行います。

(2) 土砂災害防止法

平成25年10月16日に発生した土砂災害の教訓と、平成26年に改正された「土砂災害防止法」の指定により、住民等の生命及び身体を守るため、「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」・「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」の危険な箇所と避難の基準を周知しています。引き続き、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等の対策を推進します。

(3) 遊休公有地等の利用促進

遊休公有地の利用を促進し、公有財産台帳等により活用可能な公有地を除き、公売適地について優先順位のリスト化を行い、土地の整地、公売を図るなど、行政のスリム化及び町民が安心して暮らせるまちづくりの基礎とします。分譲したまま放置されている別荘地や、その他の遊休状態となっている私有地が数多く見られるので、これらの土地も有効利

用されるよう所有者に働きかけます。また、財産区有地についても有効活用を促進するため、必要に応じ財産区管理会等と協議します。

(4) 農用地の確保・拡大

生活基盤道路、農業振興のための道路整備、農用地の宅地化や住宅用地の分散化が進む中で、島の主要産業のひとつである農業の生産基盤の確保・拡大に努めつつ、更に新規就農者への農地の確保、農地の集積化、遊休農地の解消をめざします。

(5) 国立公園と日本ジオパークを両輪とする自然環境資産の保全と利用

平成 24 年 7 月 2 日に大島町に環境省関東地方環境事務所の出先機関である「伊豆諸島自然保護官事務所」が開設され、国立公園の適切な維持・管理において連係を図ってきました。

伊豆大島の観光資源でもある自然環境の持続的な活用をめざし、今後も自然豊かな観光島としての伊豆大島を維持するため、関係機関と協力し自然の保全及び適切な活用を図ります。

○自然公園区域の現況

(平成 25 年 5 月 24 日環境庁告示)

区 分	面 積 (ha)	比 率 (%)
特別保護区域	1,082	12.2
第 1 種特別区域	589	6.7
第 2 種特別区域	1,798	20.3
第 3 種特別区域	3,926	44.4
小 計	7,395	83.6
普 通 地 域	1,452	16.4
合 計	8,847	100.0

「第 2」交通運輸

島内外においての利便性・安全性・快適性の向上に努めるとともに、現交通ネットワークの拡充を進め、高齢者や観光客にも配慮した利用しやすい交通体系の確立を図ります。

(計画)

(1) バス路線の確保・充実

現在、本町は定期路線バス会社に、経営損失額と車両購入費を 2 分の 1 の範囲内で補助しています。住民の交通手段の利便性に考慮し、時代のニーズに合った小型バス運行の推進や新規路線の確保、現状ダイヤの改善などを要請するとともに、経営基盤の安定化を図ります。

(2) 交通対策協議会の確立及びデマンドバスの運行

交通困難者対策を中心に関係業者・機関による交通対策協議会での協議を重ね、きめ細かな交通体系の確立をめざします。また、デマンドバスについては、他の方法も検討しつつ、住民のニーズに合った運行に努めるとともに、島内交通手段を整理・統合等することにより、利便性の向上を図ります。

(3) 海上航路の確保・充実

国や都へ「海の国道(都道)」の認定、運航会社に大型船の通年運航を要望するとともに、入港地問題や高速ジェット船の料金問題等、関係機関へ要望・支援を求めます。また、併せて民間企業である運航会社への影響を増大、向上させるために、株式の取得・保有を検討します。

(4) 航空路の確保・充実

平成 14 年 10 月の空港拡張に伴い、1,800m に滑走路を延長し、ジェット化を推進してきましたが、当初計画を大幅に下回る利用率が続き、全国で最も利用率が悪く、平成 27 年 10 月 24 日で定期便が廃止となりました。

今後は、調布・大島間(新中央航空)、三宅島・大島間、利島・大島間(東京愛らんどシヤトル)の安定した運行と料金引き下げなど、関係機関へ要望・支援を求めます。また、東京(羽田)・大島間の定期便の復活や空港の利用について、関係機関へ要望・支援を求めます。

○空路・海路の利用状況

年 度	空路乗客数(人)	海路乗客数(人)	合計乗客数(人)
平成 22 年度	14,733	199,512	214,245
平成 23 年度	13,353	180,429	193,782
平成 24 年度	13,717	196,454	210,171
平成 25 年度	15,346	205,963	221,309
平成 26 年度	16,943	185,052	201,995

(注) 乗客数は 3 歳未満幼児を除く(大島町観光産業課調べ)

「第 3」道 路

道路整備計画に取り組んでいくとともに、安全性と環境に配慮した、高齢者・障害者をはじめとする歩行者が安全に通行できるバリアフリー化の充実を図り、人と自然にやさしい道路づくりに努めます。

また、観光地「大島」の文化や自然を活かし、景観にも配慮した道路整備を促進します。

(計画)

(1) 一般町道の整備促進

住民の生活道としての町道は集落内排水を考慮し、計画的かつ文化的要素を取り入れながら、整備促進を図ります。

○一般町道の整備

路線名	事業内容	計画年度
岳の平幹線	L=1,200m W=7.0m	平成24年度～平成32年度
地の岡3号線	L=290m W=4.0m	平成26年度～平成29年度
野田浜線	L=430m W=6.5m	平成26年度～平成31年度
差木地中道線	L=800m W=5.0m	平成28年度～平成30年度
神田屋敷線	L=150m W=3.0m	平成28年度
大島町開拓1号線	L=1,500m W=6.0m	平成29年度～平成30年度
吉谷線	L=250m W=4.0m	平成29年度～平成30年度
風待4号線	L=640m W=4.0m	平成29年度～平成32年度
下フギ線	L=1,500m W=5.0m	平成30年度～平成35年度
元町4丁目3号線	L=420m W=5.0m	平成31年度～平成33年度
北の山18号線	L=200m W=5.0m	平成31年度～平成33年度

※ その他表に含まれていない事業については、緊急度等を勘案し、その都度検討します。

(2) 都道の整備促進

現在、計画的に進められている都道整備とともに、島特有の地勢条件により曲線半径の小さなカーブや急勾配の箇所、海側路肩のもろい箇所や山側法面の崩壊のおそれのある箇所の補修、ルート複数化を図るなど、計画的な整備を要望します。

また、災害防除事業、視距・路肩改良事業についても継続的に要望します。

○都道の現況

東京都大島支庁管内概要（平成27年度版）

路線名	現道	舗装率
大島公園線	L=13,738m W=8.3m	100.0%
大島循環線	L=43,293m W=9.7m	100.0%
川の道岡田港線	L=1,773m W=14.1m	100.0%
下地波浮港線	L=1,522m W=7.9m	100.0%

(3) 雨水排水整備計画

平成25年の台風26号による大規模土砂災害を受け東京都と大島町では、元町地区における町道の雨水排水能力確保のため、元町八重沢流域に対して、既存の町道雨水排水を八重沢堆積工へ接続し流下をさせる整備を行います。また、他地域については複数の整備計画案を比較検討し、平成32年度以降も継続して整備を推進します。

(4) 街路灯の整備

老朽化の著しい箇所等を優先的に補修するとともに、計画的に新規に街路灯を設置し、住民の安全確保に努めます。

(5) 交通安全施設の整備

道路反射鏡、道路防護柵等の交通安全施設の整備を促進します。

「第4」河 川

道路整備・生活基盤整備が進むにつれて、今まで浸透していた雨水等が浸透しきれず流出量が増大していることから、住民生活の安全・安心と地域環境の保全を図るため、自然にやさしい河川整備を促進します。

(計画)

○河川の整備計画

河 川 名	事 業 内 容	計 画 年 度
北 の 山 川	L=1,000m	平成 28 年度～平成 32 年度

「第5」港 湾

住民生活の安定を図るうえからも、産業振興を推進するとともに、最も重要な基盤の港湾は、年次計画に沿って整備が進行中です。伊豆諸島の基地港湾として元町港・岡田港・波浮港の総合的な整備を推進するとともに、就航船の大型化や高速化及び貨物量の増加に対応するための港湾機能の充実を関係機関に要請していきます。

(計画)

(1) 港湾整備の促進

○港湾整備計画

港湾名	内 容
元町港	岸壁の整備、荷さばき施設の整備、駐車場整備、道路整備、等
岡田港	護岸整備、津波避難施設整備、船客待合所整備、等
波浮港	防波堤の整備、物揚場の改良、等

(2) 波浮港マリーナの整備促進

泊地及び船揚場の整備、消波ブロックの設置等を国・東京都に要請します。

(3) 三港の効率的な活用

建築資材など本土から入荷する貨物を、元町港、岡田港、波浮港にそれぞれの機能を有効的に活用できるよう関係機関に要請します。

「第6」空 港

産業振興、住民生活の安定化のためには航空機の就航は欠かせないものであります。調布飛行場と大島を結ぶ新中央航空の運航便数については、セグメントのニーズや動向に応じ、利便性の向上と増便を要望していきます。また、羽田路線の復活や空港の利用について関係機関に要望していきます。

○空港施設の概要 東京都大島支庁管内概要（平成27年度版）

施設名	内 容
滑走路	1,800m×45m
着陸帯	1,920m×150m
エプロン	3,500 m ² 、 3,850 m ² 、 13,175 m ²
夜間照明	有
ターミナルビル	鉄骨鉄筋コンクリート造 2,643 m ²
駐車場	6,898 m ² 、233 台

(計画)

(1) 空港周辺の整備の推進

「大島空港ターミナル地区緑化整備」による駐車場の法面全体の緑化並びに植栽スペース整備工事完了後、花いっぱい運動等を活用し、花木による施設全体のイメージを図ります。

また、産業振興、住民生活の安定、教育福祉の向上を含めた周辺整備を関係機関と一体となり推進していきます。

「第7」 公営住宅

日常生活に潤いとゆとりを与え、心豊かな生活を営むためには、快適な住環境をつくる必要性が高く、また、若者の定住・高齢者が安心して生活できるうえからも、良質で低廉な住宅の供給を促進します。

○町営住宅の状況

(平成28年4月1日現在)

地 区	戸 数	構 造 別 内 訳		
		木 造	簡 易 耐 火	耐 火
元 町	102 戸	0 戸	30 戸	72 戸
北 の 山	19 戸	4 戸	0 戸	15 戸
岡 田	26 戸	0 戸	0 戸	26 戸
泉 津	7 戸	3 戸	4 戸	0 戸
野 増	10 戸	0 戸	10 戸	0 戸
間 伏	4 戸	0 戸	4 戸	0 戸
差 木 地	21 戸	1 戸	10 戸	10 戸
クダッチ	20 戸	0 戸	20 戸	0 戸
波 浮 港	18 戸	8 戸	4 戸	6 戸
計	227 戸	16 戸	82 戸	129 戸

(計画)

(1) 町営住宅建設計画

・元町地区町営住宅建設

建設計画年次	解体・建設予定箇所	整備事業内容
平成28年度	大昇団地1棟	建設

・野増地区町営住宅建設

建設計画年次	解体・建設予定箇所	整備事業内容
平成28年度	野増椿野団地1棟	解体分 設計及び地質用地測量 (建替予定地 大昇団地跡地)
平成29年度	野増椿野団地1棟	解体

・波浮港地区町営住宅建設

建設計画年次	解体・建設予定箇所	整備事業内容
平成 28 年度	波浮港山口第二団地 1 棟	建替分 設計及び地質用地測量 (建替予定地 波浮港旧山口団地跡地)
平成 29 年度	波浮港山口第二団地 1 棟	建設
平成 30 年度	波浮港山口第二団地 1 棟	解体

・泉津地区町営住宅建設

建設計画年次	解体・建設予定箇所	整備事業内容
平成 29 年度	泉津旭団地 1 棟	建替分 設計及び地質用地測量 (建替予定地 泉津旧わなば団地跡地)
平成 30 年度	泉津旭団地 1 棟	建設
平成 31 年度	泉津旭団地 1 棟	解体

・差木地地区町営住宅建設

建設計画年次	解体・建設予定箇所	整備事業内容
平成 30 年度	差木地春日団地 1 棟	建替分 設計及び地質用地測量 (建替予定地 差木地旧ヤカタ団地跡地)
平成 31 年度	差木地春日団地 1 棟	建設

「第 8」伊豆大島ジオパーク

私たちの足元に広がる大地と、その大地から育まれた自然や歴史・文化、人々の暮らしを貴重な地域資源として位置づけ、ジオパークの理念に基づく取り組みによる総合的なまちづくりを推進し、町の持続的な発展をめざします。

住民や次世代を担う子どもたちが地域を深く学び、地域の価値と魅力を認識し、郷土に誇りと愛着を持つことによって、住民が一体となった地域資源の継承を推進します。また、地域を知ることによって住民の防災・減災意識を向上させ、安心安全なまちづくりに繋げ、地域資源の共有・発信と、保全及び適正な活用を主体的に行う住民活動や産業を支援することで、地域の活性化を図ります。

日本ジオパークのネットワークを活用し、情報交換や人的交流を図ることで、他地域に学び自地域の魅力を再認識しながら広域的な情報発信をおこないます。

(計画)

(1) 推進体制の充実化と地域内の普及促進

伊豆大島ジオパークの持続可能な発展を確実なものとするため、構成員の拡充や所管事項の明確化を図りながら、町・関係機関・地域団体・住民・学識者の連携による確固な推進組織を構築するとともに、その運営事務を円滑に行うことができるよう職員増員・専門員雇用による事務局体制を強化します。また、ジオパークの普及促進を図るため、住民による主体的なジオパーク活動を支援します。

(2) 地域資源活用のための方策推進

地域資源のさらなる発掘・学術的価値の向上を目指し、大島をフィールドとする研究事業を支援し、研究成果を町に広く還元してもらうとともに研究者との連携構築を図ります。また、地域資源の価値を正しく認識して永続的に活用できるよう、住民の合意のもと、ジオサイト等の保全管理の所管とルールを明らかにする「保全管理計画」を策定し、保全意識の向上と保全活動の充実に努めます。

(3) 受け入れ環境の整備・ジオツーリズムの充実化

来島者が伊豆大島ジオパークを容易に知り巡り楽しむことができるよう、公共交通機関施設・観光宿泊施設・火山博物館・郷土資料館、および解説看板・総合案内板・道路誘導標識・ガイドマップ・ガイドブック等による情報提供の拡充、ジオガイドの育成・活用促進等に努めます。

(4) 教育・防災啓発活動の充実化

学校教育および社会教育における継続的なジオパーク学習プログラムを実施するとともに、伊豆大島で起こり得る災害と防災対策、過去の災害教訓、他地域事例を深く学ぶための防災講座を定期的に開催します。また、三原山噴火 30 周年事業を通して、起こり得る火山噴火災害の可能性とその備えについての理解と対策促進を図ります。

(5) PR活動および日本ジオパークネットワーク活動の充実化

伊豆大島ジオパークを広く周知するため、ホームページ、パンフレット・ポスター広告、ジオパークブランド商品、地域物産イベント等における情報発信や商品展開を図ります。また、JGN全国大会や研修会、関連学会において参加・発表して周知を行うとともに、他ジオパークとの情報・ノウハウ交換を行います。

《第2章》 安全・安心でやすらぎのあるまちづくり

－ 地域環境づくり －

安全・安心で豊かに誰もが住み心地のよい快適な環境の整備は、最も基本となる生活条件です。そのため、長期的な展望にたって計画的に諸施策を展開し、住民一人ひとりが相互に協力して、生活安全意識の向上を図り、きれいな水とみどり豊かな潤いのある安全・安心でやすらぎのある地域環境を形成します。

「第1」生活環境

ごみ、し尿については、可能な限り再資源化し、ごみゼロの町をめざします。安心で誰もが住み心地のよい生活を維持するために、清潔で美しい景観を形成していくことに努め、個別収集と施設の整備についても検討し推進します。

(計画)

1 ごみ

日常的に一般家庭から排出される可燃ごみ、資源ごみは、島内約 1,400 箇所の収集箇所で回収し、有害ごみについては、出張所等を拠点に回収し処理、再資源化を実施しています。今後、全戸個別収集については部分的な試行を先行し、課題等を整理後、早期実施をめざします。

平成 26 年 4 月供用開始の「千波環境美化センター」焼却処理施設、金属ごみの中間処理施設である「粗大ごみ処理場」、アルミ缶、ペットボトル等の資源ごみ及び有害ごみの中間処理施設である「大島エコ・クリーンセンター」、コンクリート等の破碎・再生及び自然樹木・廃材木等の中間処理施設の「大島リサイクルセンター」、焼却灰の最終処分場である「管理型最終処分場」、安定 5 品目の処分は「安定型最終処分場」など、公共、民間による処理及び施設整備拡充が進んでいます。

また、公共工事で発生する建設土砂等は、島内の南・北に 2 ヶ所の旧砂利採掘跡地を「土砂捨て場」とし、自然景観回復事業として、埋め立て資材として活用し、環境回復・整備に努めます。

(1) 可燃ごみ

可燃ごみには、紙、段ボール、古着等の島外で再資源化できるものが多く含まれているため、島外搬出を視野に入れ、町内処理の減量を進め、生ごみは各家庭での分別協力が必要となり、堆肥化を計画しながら各家庭での水切りやコンポスト化の対策などを進め、可燃ごみの排出抑制に努めます。

○可燃ごみ処理の現況

年 度	可燃ごみ処理取量
平成 23 年度	3,318t
平成 24 年度	3,268t
平成 25 年度	3,253t
平成 26 年度	3,187t
平成 27 年度	3,270t (見込)

(2) 不燃ごみ

①自動車廃棄物等のリサイクル法による処理

廃棄自動車、家庭電化用品、パソコン等、リサイクル法の対象となるものは、リサイクルの補助制度等を活用し、今後も引き続き島外へ搬出し処理します。

②リサイクルの推進

缶やプラスチック容器（ペットボトル）などの不燃ごみは増加傾向にあり、大島エコ・クリーンセンターで破砕、減容し、資源利用が可能なものは島外へ、それ以外のガラス・陶器・プラスチック（燃焼処理できない物）等の安定ごみは、島内の安定型最終処分場に埋め立て処分しており、今後はリサイクル化を進めるとともに発生抑制に努めます。

③残土の有効利用促進

公共工事に伴い発生する建設残土は、町の南北の 2 ヶ所の土砂捨て場にて「自然景観回復事業」で、埋め立て資材として利用しており、今後も継続していきます。

④産業廃棄物の再利用

道路整備や建物解体等により発生する「コンクリートがら」や「アスファルトがら」等は、民間の大島リサイクルセンターで再生処理して新たな工事等で再利用します。また、自然樹木、抜根類は、産業廃棄物処理業の許可業者にて再生建材やチップ化して再生エネルギーや堆肥化の原料などに再利用を促進するなど、対応を図ります。

⑤管理型最終処分場

焼却灰を通して染み出る排出水による地下水の汚染を防ぐため、底面に二重の遮水シート等を施すとともに、排出水の処理施設を有する管理型最終処分場が東京都島嶼町村一部事務組合との連携で平成 18 年 4 月から稼働しています。今後はごみ減量推進による処分場への焼却灰の搬入を減らすことを推進し、施設の延命化を図ります。

⑥安定型最終処分場

資源ごみのうち、島外搬出による資源化に適さない安定品目類は、民間の大島エコ・クリーンセンターにて破砕・減容した後、平成 21 年 6 月に稼働開始した安定型最終処分

場において埋め立て処理しています。今後はこれらの資源ごみのリサイクルの推進を図りながら、同時に発生抑制にむけてPR等を進め、施設の延命化を図ります。

⑦旧焼却施設の解体処理

平成26年4月「千波環境美化センター（焼却処理施設）」の供用開始に伴い、現在休止中の「野増清掃工場」の解体処理を平成28年度実施します。跡地利用については、マテリアルリサイクル推進施設（ストックヤード）を建設し、積み替え保管場所に予定しています。また、旧北部焼却場、旧南部焼却場の2施設についても財政状況を考慮しながら解体処理を実施します。

⑧ごみ対策地域協議会の充実

ごみ発生抑制、再利用の促進及びごみの適正処理等、将来にむけてのごみ処理の在り方について意見交換を行い、平成17年4月1日に制定した「環境保護条例」中の環境美化推進員も兼務とし、「清潔で住みやすいまちづくり」を達成するための活動を実施します。

2 し尿

非水洗、単独浄化槽から合併処理浄化槽への切替えについて推進します。個人設置に対する補助金は引き続き継続を関係機関に要請します。また、合併処理浄化槽の市町村設置型についても調査・検討し、将来を見据えた計画の策定に努めます。

○し尿処理の現況

年 度	し尿汲み取り収集量	浄化槽汚泥収集量
平成23年度	1,247kl	8,130kl
平成24年度	1,256kl	8,094kl
平成25年度	1,214kl	8,315kl
平成26年度	1,199kl	8,202kl
平成27年度	1,211kl（見込）	8,239kl（見込）

3 汚泥

し尿及び浄化槽汚泥は、平成26年4月供用開始の「千波環境美化センター」汚泥再生処理施設の適正な運転と維持管理を通して衛生的に処理します。

「第2」生活排水等

観光地大島として安全で安心して富んだ魅力あるまちづくりを進めるためには、生活排水等の施設整備は重要な課題です。分散型の集落形態、多大な建設費用、受益者負担等を考慮し、

地域の特性、実情に見合った形態で合併処理浄化槽を基本とした下水道処理の整備を促進し、大島町の生活排水処理に向けて最大限の努力をします。

(計画)

(1) 合併浄化槽設置の推進

合併浄化槽設置の推進を引き続き行い、設置後においても適正な維持管理に努め、生活雑排水、し尿及び浄化槽汚泥の発生から最終処分に至るまでの適正な処理を推進し、市町村設置型による設置方式の検討及びそれに付随する町の人的、経済的負担の大きさについて十分な調査及び比較検討を行います。

「第3」上水道

住民が安全・快適に暮せるための条件として、インフラの整備の充実が求められています。その中でも、安定した生活用水の確保は重要な要件です。近年、量・質的にはほぼ充足していますが、今後は「地域水道ビジョン」を策定し、取水水源の確保、管理体制の充実、北部浄水整備等老朽施設の改良・更新を促進し、更に安全・安心でのおいしい水の安定供給に努めます。

(計画)

(1) 施設の整備促進

老朽化施設の計画的な整備・更新と地震や災害に強い水道施設の整備に向けて老朽化施設の耐震診断を行い、安定した施設能力の確保と必要な整備を実施し、水質の保全・改善に努め、生活用水の安定供給を図ります。

○水道施設の整備計画

事業名	事業内容	計画年度
フノウ導水管更新事業	DIP.NS φ 150 L=430m	平成 28 年度
中央監視装置更新事業	LCD 形監視装置設備 1 式	平成 28 年度
泉津浄水場更新事業	急速ろ過器 500 m ³ /日 2 基	平成 29 年度～平成 31 年度
南部浄水場更新事業	E D R 脱塩装置 1 式	平成 28 年度～平成 29 年度
送・配水管更新事業	DIP.GX φ 75～150 L=2300m	平成 30 年度～平成 32 年度

(2) 水源施設の整備

良質な湧水のフノウ水源施設は、老朽化と土砂崩れ等の影響で取水が不安定な状況にあります。このため、導水管路の更新・口径の変更等の施設整備や改良を図ります。

一方、南部で唯一の湧水の筆島水源が度重なる波浪等の影響により取水不可能となっており、復旧することが困難なため、他施設の改良・改修整備を実施し、既存施設の能力を高め、生活用水の安定供給を図ります。

(3) 水道事業統合

水道事業の効率的運営と安定供給を図るため、北部水道と南部地区簡易水道を連絡管で接続し、水道事業の経営の統合を推進します。

(4) 都営水道一元化への促進

東京都水道局では、区部と多摩地区との料金格差等を解消するため、都営水道一元化を推進しています。島しょ地区においても種々の格差が生じており、特に経営面では非常に厳しい状況にあるため、水道事業の充実、安定化を図り、本土との格差解消を目途に、島しょ地区の各町村と連携して、都営水道一元化を促進するため、関係機関に対して要望します。

(5) 災害に強い水道の推進

いつでも安定した水を供給するには、地震や渇水、集中豪雨、台風等の自然災害にもその被害を最小限にとどめなければなりません。このため、施設の耐震診断を実施し、必要に応じた施設の耐震化や被災後の早期復旧体制の確立、東京都や民間企業との協力体制を含めた応急給水計画を策定し、災害に強い水道の整備を進めます。

「第4」電 気

冷暖房設備の普及により、電気使用量は年々増加していますが、日常生活における電力事情は充足された状態といえます。今後は再生可能エネルギー等を活用するなど無駄なエネルギー消費を極力避けるよう努めながら、災害及び事故発生時にも安心できるよう保安、管理体制の強化を関係機関に要請します。

(計画)

(1) クリーンエネルギーの利用

近年の総電気需要量は依然として、公共施設が10%弱の使用料を占めており、日常の電力事情は比較的安定しているとは言え、無駄なエネルギーの消費を極力避けることは重要と考えます。しかしながら、クリーンエネルギーなどの利用は全国的には大きな遅れをとっている状況であり、関係機関と連携し、電力の安定供給に努めます。

更に、今後は、中長期的な大島の低炭素地域づくり事業を踏まえ「太陽光発電設備等導入事業」に基づき、施策を展開し、CO₂の削減に努めます。

「第5」通 信

現在の高度情報通信ネットワーク社会は平時、緊急時、また、利用者、環境を問わず、携帯電話やインターネットの通信が可能な状況になりつつあります。今後は島外との情報格差をなくすよう関係機関に要請します。

(計画)

(1) 高度情報通信ネットワーク整備の推進

現在の高度情報通信ネットワーク社会は、海外に引けをとらない技術開発がされ、新たな通信時代を迎えています。携帯電話の普及、テレビ・無線機器などのデジタル化に伴い、関係機関との連携・協力を継続し、早急に本町全域に無料 Wi-Fi 等の高度情報通信ネットワークの整備を推進します。

「第6」防 災

伊豆大島近海地震、昭和 61 年噴火災害、更に平成 25 年台風第 26 号による土砂災害など、自然災害の脅威を幾度となく経験しており、いつ発生するかわからない自然災害への備えの重要性や、大規模な火災、また、テロや武力攻撃などの事態発生に備えるため、危機管理体制の強化・充実を図ります。

(計画)

(1) 防災体制の強化・充実

平成 25 年台風第 26 号土砂災害による甚大な被害に対する復旧・復興事業への取り組みを進める一方、日本各地でも火山の噴火災害や水害による被害が頻発しており、発生する自然災害は人知をはるかに超える被害状況となっています。自治体の防災の基礎をなす「地域防災計画」については、今後、あらゆる災害をも想定した、最悪の事態にも対応できる内容に見直しすることで、各災害への対応力を強化し、住民が安心して生活できる体制を構築します。

(2) 消防組織・訓練の充実

ここ数年、消防団員の減少が続いており、地域防災力の低下が憂慮されているところがあります。地域に必要な消防団員を確保し、消防組織・訓練の充実を図るために、消防団員の処遇を改善するなどして、入団しやすい環境を構築します。

消防本部は救急救命士の増員とメディカルコントロール体制の下、救命効果の向上を更に強化します。また装備面では、情報伝達として消防無線のデジタル化の活用、救急器材の高度化を推進します。

○消防団員数 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

区 分	人 数
団 本 部	9 人
元 町	43 人
北 の 山	34 人
岡 田	51 人
泉 津	29 人
野 増	32 人
差 木 地	36 人
ク ダ ッ チ	25 人
波 浮 港	42 人
合 計	301 人

(3) 消防水利の整備

防火水槽の充足率達成をめざし、耐震性水槽の整備を図ります。

○消防水利施設の現況 (平成 27 年度末見込み)

区 分	防 火 水 槽	消 火 栓	計
元 町	28 基	10 基	38 基
北 の 山	12 基	6 基	18 基
岡 田	15 基	3 基	18 基
泉 津	14 基	3 基	17 基
野 増	13 基	1 基	14 基
差 木 地	15 基	4 基	19 基
ク ダ ッ チ	9 基	1 基	10 基
波 浮 港	11 基	0 基	11 基
計	117 基	28 基	145 基

※ 消火栓はφ100mm/m以上の設置数

○防火水槽の整備

区 分	地 区	規 模	計 画 年 度
耐震性貯水槽	元 町 泉 津 岡 田	60 m ³	平成 29 年度

(4) 消防施設の整備

消防団員の安全確保、消火活動の充実を図るため、消防団詰所の整備、消防車両の近代

化など、設備の充実を図ります。また、情報伝達面を強化し、災害時における機動力の増強に努めます。

○消防施設の現況 (平成27年4月1日現在)

区 分	警 鐘 台	器 具 置 場	団 員 詰 所	計
元 町	3	1	1	5
北 の 山	3	3	1	7
岡 田	4	2	1	7
泉 津	3	0	1	4
野 増	3	3	2	8
差 木 地	3	3	1	7
クダッチ	2	1	1	4
波 浮 港	2	3	1	6
計	23	16	9	48

○機械器具等の現況 (平成27年4月1日現在)

区 分	積 載 車	小型動力ポンプ	計
消 防 本 部	1 台	1 台	2 台
元 町	2 台	3 台	5 台
北 の 山	1 台	3 台	4 台
岡 田	1 台	1 台	2 台
泉 津	1 台	1 台	2 台
野 増	2 台	4 台	6 台
差 木 地	1 台	2 台	3 台
クダッチ	1 台	2 台	3 台
波 浮 港	1 台	2 台	3 台
計	11 台	19 台	30 台

○車両の現況 (平成27年4月1日現在)

区 分	ポンプ自動車	指令広報車	救 急 車	救 助 資器材車	計
消防本部	1 台	1 台	2 台	1 台	5 台
団 本 部		2 台			2 台
元 町	2 台				2 台
北 の 山	1 台				1 台
岡 田	1 台				1 台
泉 津	1 台				1 台

野 増	2 台				2 台
差 木 地	1 台				1 台
クダッチ	1 台				1 台
波 浮 港	1 台				1 台
計	11 台	3 台	2 台	1 台	17 台

○消防施設等の整備

区 分	地 区	内 容	計画年度
積 載 車	波浮港	積 載 車	平成 28 年度
〃	泉 津	〃	平成 28 年度
消防団詰所	岡 田	検討中	検討中

※ 詰所について消防法等改正により、建物の規模が変更されるため現在、場所も含め未定である。

(5) 自主防災組織の充実

昭和 61 年伊豆大島噴火災害後に組織された自主防災組織については、組織後 30 年近くが経過しています。役員の高齢化の問題や存在自体が形骸化している部分も一部あるため、今後において、災害時の住民による防災活動の重要な組織であることの再認識と位置付けを明確にし、組織の育成と充実を図ります。

(6) 防災意識の高揚

広報おおしまや防災パンフレット、各災害ハザードマップ等を作成・配布するとともに、平成 28 年度に地域防災計画を改定し、防災意識の普及・啓発に努めます。

(7) 救急救命士の養成

救急患者等に対し、適切な救命処置（処置拡大）が行える救急救命士の養成を図ります。
「救急救命士現員 11 名（平成 27 年 4 月 1 日現在）」

○救急救命士養成計画

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
2 名	2 名	0 名	0 名

「第 7」安全・安心

可密化する車社会へ対応する交通安全対策、更に、複雑多様へ変化する社会環境の中、全ての人々が相互に協力して生活意識の向上を図るとともに発生しうる犯罪等に迅速・的確に対応できるよう地域コミュニティの連携・強化、更に自主的な組織・体制づくりを推進し、安全で安心して暮らすことができる町をめざします。

(計画)

(1) 交通安全対策の強化

離島であるがため、自家用自動車が主要な交通手段となっている現状から、歩行者、運転者とも交通安全思想の徹底を図るとともに、安全施設の整備を促進し、「交通安全の島」として、交通安全対策の強化に努めます。

○交通事故発生件数の推移 (平成 27 年度 大島町町勢要覧「資料編」)

年度 種別	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
発生件数	135	98	95	107	137
死亡	0	1	0	0	1
重症	2	3	2	0	1
軽傷	39	11	2	4	8
物損	109	87	91	103	127

(2) 防犯体制の強化

生活環境の変化や社会風俗の移り変わりから、犯罪のローティーン化、また、予測できない犯罪も起こり得る社会状況になっています。地域において、家庭、学校、行政、警察、防犯協会が一体となって、犯罪を未然に防止するという共通意識をもとに体制を強化します。

○犯罪発生件数の推移 (平成 27 年度大島町町勢要覧「資料編」)

年度 種別	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
粗暴犯罪	0	2	10	3	12
窃盗	37	11	9	20	11
詐欺	1	0	0	0	5
その他	11	3	0	8	6
計	49	16	19	31	34

(3) 火山噴火観測・監視体制の強化と避難行動体制の確立

今後 30 年以内に大規模噴火の可能性のある火山の一つである伊豆大島火山の観測・監視体制は、国や関係機関の協力のもと、全国的にもトップレベルの水準を確保しております。平成 20 年 4 月から気象庁火山防災連絡事務所が役場庁舎内に設置され、常勤職員 2 名が確保されており、町及び防災関係機関との連携を今後も密接に保ち、観測・監視の強化に努め、火山噴火時の避難行動については、社会環境の変化による職員への対策を講じ、迅速で安全に住民の避難が実施できるよう警戒避難体制の確立に努めます。

(4) 地震・津波災害時における連携体制の強化

休日・夜間においても、瞬時に情報伝達体制は防災行政無線により整備されており、あわせて各関係機関との連絡体制がすみやかに確保できるようにするなど、津波発生時の避難行動対策の構築、更に住民や観光客等の安全確保に努めます。

(5) 風水害への避難体制の強化

平成 25 年台風第 26 号の土石流災害を教訓にして、大雨や台風の接近時における住民の避難行動については、土砂災害警戒情報等を判断材料に躊躇することなく避難勧告等を発令することとし、大雨の予想が夜間にかかる場合は日没前に避難するなど、風水害に対する警戒避難体制のさらなる強化に努めます。

(6) 防災行政無線施設の整備充実

個別受信機の全戸無償配布については、今後も計画的に配布するよう努めます。

また、アナログ化からデジタル化への切り替えが必要となっている防災行政無線施設については、整備計画を立て順次対応するものとし、情報伝達手段の強化及び住民の利便性向上を図ります。

(7) 防災備蓄庫の整備充実

大規模災害が発生し、孤立した場合を想定し、少なくとも数日間は支援を受けずに自立した活動ができるよう、災害時における食料などの備蓄品を常備するとともに、賞味期限の点検など計画的な物資の入れ替えを実施します。

(8) 避難施設の整備充実

地震・津波、火山噴火、風水害など各災害に対応する避難所については、各地区の公共施設等を避難所に指定していますが、災害によっては避難所が不足する地区もあるため避難行動の見直しの他、新たな避難施設の整備についても検討・協議していきます。

○避難施設の整備

区 分	地 区	内 容	計画年度
避難施設	野増地区	野増地区避難所 (200 収容)	H27 年度～H28 年度
	間伏地区	間伏地区避難所 (100 人収容)	H27 年度～H28 年度

「第 8」 公害・環境保護

現在、産業廃棄物による悪質な公害は発生していないものの、ごみの不法投棄や大量埋め立てにより公害を誘発する可能性もあります。

また、生活排水による海洋汚染なども懸念される中で、近年の地球的規模で問題化してい

る自然環境破壊に対応するための充実を図ります。

(計画)

(1) 騒音、振動防止対策

航空機の運行、車両の通行、工事現場などの騒音や振動、また、カラオケ機器による夜間騒音の苦情も多くなっているため、抜本的な解決策を関係機関に要請します。

(2) 海洋汚染防止

単独・非水洗からの切替え、雑排水による海洋汚染防止を図るため、今後も合併処理浄化槽の普及を促進することが不可欠です。また、海水浴場の汚染防止については保健所との協議も図っていく必要があります。

(3) 美化運動の促進

毎日の生活基盤であるきれいな町、整った環境はそこに生活する住民の権利であり、またそれらの保全、整備は住民一人ひとりの義務でもあります。

観光地としてのきれいな大島を目指すのは当然であり、環境保護の重要性の認識は近年、特に高まっていると思われませんが、ごみ処理に関しては不法投棄、ルール無視等々、社会性に欠ける状況が目につき、環境保全、町の景観美化運動・法令の遵守の普及・啓蒙が必要です。

また、地域に花を咲かせる『花いっぱい運動』を継続し、島内の各所の町並みの花壇や植栽を整備・管理するなど、景観美化運動を推進します。

「第9」公園・緑地

恵まれた自然環境、特に国立公園のすぐれた観光資源を保全・利用するとともに、心に豊かさを育み、生活にうるおいを与える空間として、自然とともに安心でこちよい住環境を創造するため、みどりを取り入れた公園・緑地の充実を図ります。

(計画)

(1) 緑と花の保全と拡大

婦人会やボランティアの協力のもと、地域に花を咲かせる『花いっぱい運動』を引き続き推進し、緑と花の保全に努めるとともに、椿、桜、つつじ、あじさい、松などの保護育成にも努めます。

(2) 自然景勝地の保全と整備

荒廃から守るため、緑化の整備保全も持続的に推進するとともに、景勝地（ビューポイント）を指定します。

(3) 小公園の充実

伊豆大島ジオパークの理念に基づくまちづくりと土砂災害復興実施計画と調整させながら、ポケットパークの整備・充実を図ります。

(4) 伊豆大島ジオパークの推進

伊豆大島ジオパークを官民一体となり推進します。

「第10」土地保全

自然環境を考慮し限られた土地を最大限に活用し、また、台風、波浪など自然災害から住民の財産と生活を守るため、溶岩流対策の促進、治山、治水、砂防、海岸保全事業の推進を関係機関に要請します。

(計画)

(1) 海岸保全事業の推進

国や東京都の協力のもと、自然環境を保全し海岸の適正な利用を図ることを目的として、計画的に海岸保全施設（護岸・離岸堤）の整備を継続的に実施します。

○海岸保全区域の現況（東京都大島支庁管内概要）

（平成27年4月1日現在）

海岸	区間	保全延長	面積
湯の浜	野増龍ノ口～元町 392	3,294m	396,289 m ²
砂の浜	差木地 5～差木地 3	1,559m	90,148 m ²
泉浜	元町ごりん 224～岡田字新開 210	6,412m	409,571 m ²
泉津	泉津 1～泉津秋の浜 31	615m	45,088 m ²
行者	泉津ゴゼ川 1～泉津字松山 336	2,333m	247,998 m ²
筆島	波浮港コウトシ 99-1～波浮港字黒崎	2,305m	273,060 m ²
トウシキ	差木地 5～差木地字下原 1018	2,254m	135,000 m ²
計		18,772m	1,597,154 m ²

(2) 港湾、漁港海岸整備と利用促進

国や東京都の協力のもと、適切な防護水準を設定し、海岸保全施設の改良及び補強などの計画が立てられていますが、漁業者並びに地元サーファーから施工方法に対し、意見等があり、東京都港湾局としては、地元の意見を聴取しながら、より良い施工方法を検討し、実施していくこととなります。

(3) 治山・治水・砂防事業の促進

国や東京都の協力のもと、治山・治水・砂防事業を計画的に促進します。また、後背集落や急傾斜地についても十分な調査を重ね計画的に対策を講じます。

(4) 溶岩流対策の促進

東京都総合溶岩流対策事業の整備促進を国や東京都に要請します。

「第11」再生可能エネルギー

太陽光、風力、波力などの再生可能エネルギー活用により、CO₂の削減による自然環境の保全対策だけでなく、ジオツーリズム、エコツーリズムでの大島の魅力をアピールし、環境と観光が融合した取組みを推進します。

「第12」空き家対策

人口減少に伴い空き家が増加し、防災上等大きな問題となっており、危険なものや衛生上問題のあるものについては「特定空き家」に認定し、所有者に修繕や撤去を勧告します、また、U・Iターンを希望する人に対して、空き家を活用した新たな生活を始めるための支援を図ります。

(計画)

(1) 少子化対策事業

新婚、子育て世代が生活するため、空き家情報の提供及び家賃の適正化を支援します。

(2) 空き家バンク・空き家対策

移住・定住の希望者へ空き家（町営住宅含む）の提供と引越し代・改修費等の補助制度を創設し、新たな生活を始めるための支援を図ります。

「第13」移住・定住対策

町民と町が協働し、移住・定住のための環境整備を推進し、島内外に情報を発信することにより、若者や退職者及び高齢者の移住・定住を促進するとともに、特に島出身者のUターンをめざします。

(計画)

(1) 担い手確保事業・育成事業の推進

子育て支援等福祉の充実とその情報をHP等で広く周知し、住みやすさをPRすることで、保育士・看護師等の専門職の採用や移住の促進を図ります。また、新規就農者と漁業後継者の育成事業を推進し、1次産業の担い手を確保します。

(2) 移住・定住促進事業の推進

島に移住・定住を希望する起業者への空き家等の支援を実施します。また、東京都立高等学校への高校生の受入れや高齢者の受入れを検討し、移住者を孤立させない町民の理解促進と見守り支援体制を構築します。

《第3章》 健康でやさしさあふれるまちづくり

－ 福祉の充実、健康づくり －

一人ひとりが健康で暮らしにゆとりを感じ、誰もが生きがいをもち安心して暮らせるよう、地域で福祉等を専門とする人のネットワークを有効活用し、各種相談・援護体制の充実を図り、健康でやさしさあふれるまちづくりを推進します。

また、自らが食について考え、食の大切さ、重要性を再認識し、伝統ある食文化を継承し食育の推進を図ります。

「第1」 保健・医療

人口の高齢化や生活水準の向上による食生活の変化は慢性的疾患の増加や、発生する病気の多様化、複雑化などを生み出し、住民の健康に対する関心もますます高まりをみせています。離島であるがゆえ医療基盤は弱く、特に、緊急時や重症時における治療・手術は困難な状況であり、住民の医療に対する不安や、また、やむをえず本土において治療を受ける際の経済的負担や精神的負担は大きいものがあります。医師、看護師、医療関係技師等の安定的確保、医療施設の近代化や充実を図るとともに、住民検診や健康づくり運動にも積極的に取り組み、病気の予防に努めます。

(計画)

(1) 大島医療センターの運営

大島医療センターは、開設してから13年目を迎え、MRIなど高額な医療機器においては、更新時期になっています。また、施設についても、塩害等による腐食が激しく改修計画に沿って、安全・安心な施設運営に努めます。

公設民営で利用料金制とし、開設当初は運営面において様々な問題が発生しましたが4年目を迎える頃から漸く落ち着いたところです。しかし、経営面では黒字となった年はあるものの依然赤字経営ですが、東京都、町の財政支援と経営努力により黒字に転じてきています。また、地域医療の確保は住民に対する重要な責務であるため、今後とも町民の健康や生命を守るため、藤清会と連携を密にし地域医療の安定化に努めます。

○大島医療センター

開設年月日 平成16年3月

運営形態 指定管理者制度 利用料金制

診療科目 常設科目：内科・外科・整形外科・小児科・婦人科（産科）

臨時科目：眼科・耳鼻咽喉科・心療内科・皮膚科

病床数 19床
常勤医師数 7人

○大島医療センター利用状況

年 度		利用延人員	1日平均人員	診療収入	町補助金
平成 22 年度	外来	89,067 人	367 人	797,713 千円	30,000 千円
	入院	5,141 人	14 人		
平成 23 年度	外来	88,579 人	363 人	804,057 千円	30,000 千円
	入院	5,704 人	16 人		
平成 24 年度	外来	82,743 人	338 人	773,631 千円	40,000 千円
	入院	5,072 人	14 人		
平成 25 年度	外来	85,744 人	348 人	779,101 千円	10,000 千円
	入院	4,886 人	13 人		
平成 26 年度	外来	86,639 人	357 人	786,110 千円	50,000 千円
	入院	4,717 人	12 人		

(2) 大島医療センター運営協議会の運営

大島医療センターの円滑な運営と医療サービス及び医療の質の向上を目的とし、住民の意見又は医療に携る関係機関の従事者等の意見や要望を反映させ、医療サービスの充実を図り、医療行政の向上に努めます。

(3) 看護師等の確保

看護師等は高齢化社会が進展して行く中で重要な役割を担っていますが、その必要な人員を確保していくためには相当な努力が必要です。このため勤務条件の改善や働きがいのある環境づくりの指導と人材の確保を支援します。

(4) 母子保健の充実

母子保健の目的である「安心して子どもを産み育てる」ために、妊娠初期から乳幼児期まで専門職が介入し、関係機関との連携強化を図りながら、母子の健康管理及び相談指導を継続的に行います。

(5) 住民健診の充実

病気の予防、早期発見のため、島外機関による住民健診を積極的に受けるよう啓発の強化を図ります。健診の結果に基づき、要医療は医療に移行、要指導者については、けんこう係の保健師等の保健指導を充実させ、各教室、相談に参加するよう呼びかけ、委託医療機関と連携を図り、周知、啓発に努めます。

○住民検診の状況

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
基 本 健 康 診 査	31 人	59 人	47 人	34 人	39 人
胃 が ん 検 診	609 人	691 人	672 人	709 人	728 人
肺 が ん 検 診	610 人	687 人	688 人	721 人	746 人
大 腸 が ん 検 診	728 人	781 人	783 人	842 人	866 人
乳 が ん 検 診	257 人	224 人	249 人	289 人	264 人
子 宮 が ん 検 診	331 人	273 人	305 人	366 人	354 人

(6) 緊急時の医療体制の充実

初動期医療体制の確立と高次医療機関への迅速搬送を行うとともに、広尾病院と連携している画像の遠隔診断の安心、安全な運用に努めます。

(7) 国民健康保険事業の健全化

国民健康保険事業を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や医療技術の高度化、疾病構造の多様化など医療費は年々増加し続けているという問題を抱えている現状です。一方、住民福祉に対するニーズは増大し多様化しており、国保事業の運営は益々厳しい状況に置かれています。

大島町国民健康保険事業においては単年度赤字額が多額なものとなっていることなどから、最低でも毎年度一般会計からの安定した「財政安定化支援事業」への繰入金の予算措置は大島町の国民健康保険の将来を考えると必要最低限のことであると思われます。

厳しい財政状況の中においても、積極的な施策展開を行い「医療費の適正化」や町民の健康づくりの推進や良質で効果的な医療提供体制の確立及び介護サービス基盤の充実など、保健・医療・福祉の各施設の取組みを総合的・一体的に推進し、国民健康保険制度の健全化に向けた事業運営を行っていきます。

このような状況の中、国では、平成 27 年 5 月 27 日に医療保険制度改革法を成立させました。この改革により、国民健康保険の財政上の構造的な問題を解決し、将来にわたり国民皆保険を堅持し、持続可能な医療保険制度を構築していきます。平成 30 年度（2018 年度）からは、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は、引き続き、資格管理、保険料の賦課・徴収、給付等に関する住民に身近な事務を担っていきます。

- 1 特定健康診断診査・特定保険指導事業の推進
- 2 成人病予防に効果的な、健康事業の推進

- 3 レセプト点検を中心とした医療費の適正化
- 4 滞納額を中心とした保険税収納率の向上
- 5 国民健康保険税の改正

(8) 食育の推進

「大島町食育推進計画」及び「大島健康増進計画けんこう愛らんど 21（平成 28 年度～31 年度）」と連携を図りつつ施策推進に努め、食育推進教室の充実を図ります。

「第 2」 衛 生

墓地については地域のニーズを把握しながら、整備・拡張を図るとともに、火葬場、斎場や通夜での使用ができる各地域の公民館、老人福祉館等についても住民が利用するうえでの利便性を考慮した運営に努めます。

「第 3」 社会福祉

社会福祉の目標は、人々が健康でいきいきと安心して暮らすこと、また、誰もが住み慣れたところで、家族や地域とのつながりを保ちながら多様なサービスを主体的に選択し、自立した生活が続けられることです。少子高齢化への急速な変化、地域や家庭機能の変化、更には、低成長経済への移行等福祉を取り巻く環境は、大きく変化しています。福祉サービスの利用についても、これまでの行政サービス提供の形態の措置制度から個人の自立を基本とし、利用者がサービスを選択する制度へと移行するなか、複雑・多様化するニーズに適切かつ柔軟に対応することはもちろん、また、住民一人ひとりの中に思いやりの気持ちを持った心の醸成に努めます。

(計画)

(1) 基本的な考え方

社会福祉分野についての計画は、次世代育成支援対策推進法の基本的な考え方や方向性を取り入れるため、各事業の詳細については「大島町地域福祉計画」等に委ねることとします。

1 児童福祉

出生率の低下、家族形態の変化による核家族化の進行など、児童を取り巻く環境は多様化しています。物から心の豊かさを求める時代に移り、児童の成長を健やかにする環境づくりが必要となっていることから、家族、行政、地域が連携し、児童の健全育成を図ります。

(1) 保育所の充実

○保育所入所者数の現況

(各年 10 月初日現在)

区 分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
元町保育園	82 人	85 人	86 人	78 人	82 人
岡田保育園	40 人	33 人	33 人	42 人	46 人
差木地保育園	17 人	15 人	10 人	12 人	15 人
北ノ山保育園	82 人	91 人	101 人	100 人	93 人
波浮保育園	51 人	47 人	47 人	44 人	41 人
計	272 人	271 人	277 人	276 人	277 人

①11 時間開所保育対策事業（全保育園で実施）

保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の保育時間とは別に特例として、午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分までの 11 時間開所保育を引き続き実施します。

②一時（いちじ）保育事業（全保育園で実施）

未就園の子どもがいる保護者の方で、緊急に保育が必要となった場合の対策として、一時保育事業を引き続き実施します。

③一時（いっとき）預かり事業（子ども家庭支援センターで実施）

就労・就園以外の理由で、短時間の預かりが必要となる場合の対策として一時預かり事業を引き続き実施します。

④ひろば事業（全保育園・子ども家庭支援センターで実施）

保育所の機能を活用して、身近な地域での家庭の支援を実施します。

○未就園の親子が気軽に集い、交流できる場を提供します。

○保護者等からの健康・しつけ等の子育てに関する一般的・基礎的な相談や子ども自身からの相談に応じ、助言や援助を行うことにより、保護者の子育てに関する不安の解消や子どもの健全育成を支援する子育て相談事業を実施します。

○子育て中の地域住民を対象に子育てに関する講座の開催、地域の子育てサークル等の育成と支援を実施し、子育て支援に努めます。また、子育て家庭や地域の保育所に協力するボランティアの育成等も推進します。

⑤保育所建設（建て替え）

老朽化した元町保育園を建て替えし、施設内容を充実させ、ニーズに応えた事業を進めていきます。

○保育所改修事業

保 育 園 名	事 業 内 容	計 画 年 度
元 町 保 育 園	建設工事・(既存) 旧保育所解体工事	平成 28 年度～平成 31 年度

⑥保育指針の改定に沿った保育の実践（保育所と小学校の連携＝保小連携）

子どもや子育て家庭を取り巻く状況は、家庭・地域において人や自然に関わる経験が少なく、また、子どもにふさわしい生活時間や生活リズムがつかれないことなど、子どもの生活が変化する一方で、不安や悩みを抱える保護者が増加傾向にあります。

また、子どもが保育所から小学校への生活変化にうまく適応できず、学級が機能しない状況（小 1 プロブレム）など幼児教育と小学校教育の不連続の問題が指摘されています。このような社会背景を受けて、保育所の役割は深化、拡大が求められ、平成 20 年 3 月に保育指針が改定・告示され、平成 21 年 4 月から新・保育所保育指針が本格的に実施されました。

大島町では、保育の資質の向上を促すとともに、質の高い保育サービスが提供できるような保育環境を更に整えます。

⑦学童クラブと放課後子ども教室

私立保育園で実施している学童クラブと各小学校区域内で実施している放課後子ども教室のさらなる充実を図ります。放課後における児童の安全・安心な居場所づくりと勉強やスポーツ、文化活動などに携わることで、地域住民との交流活動の輪を広げ、島っ子の体と心が健全に育まれるよう事業を推進していきます。

⑧病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）の充実

保育所において、保育中に体調不良となった児童への緊急対応などを行うことで安心して子育てができる環境整備をめざし、児童が保育中に微熱を出すなど体調不良となった場合など安心かつ安全な体制を確保、保育所における緊急的な対応、保育所に登所する前から体調不良の児童に対する保健的な対応を図れるよう環境を整備します。

⑨家庭的保育事業（保育ママ）の実施

家庭的保育者が自宅等において保育を要する 3 歳未満の乳幼児を保育することにより、待機児童の解消と保育サービスの拡充をめざします。

⑩第三者評価事業の充実

町立、私立保育園において、公正・中立な第三者機関による、第三者評価の受審に努め、福祉サービス等の質の向上を図ります。

(2) 子ども家庭支援センターの充実

18 歳までの子どもと家庭の問題に対応するため、子ども家庭支援センターの機能の充実

と事業の拡大に努めます。また、専門性強化による相談体制や子どもを守るネットワークづくりとして、関係機関による協議会の設置など適切な指導と援助を引き続き実施します。

(3) 家庭保育の充実

乳幼児期における安全で安心な養育監護が家庭内において育まれるよう訪問事業の徹底を図り、子育ての孤立感を防止、適切な情報とサービスの提供により家庭内保育及び子育てへの協力体制の充実をめざします。

(4) 児童の健全育成強化

児童を取り巻く家庭環境の変化に適切に対応できるよう相談体制を強化します。また、関係機関によるネットワークの構築から専門機関へつなげるまでの体制づくりと心身ともに児童の健全な育成をめざします。

引き続き、施設の安全管理を徹底し、安心・安全な遊び場を提供します。

2 心身障害者の福祉

日常生活において、大きなハンディキャップを負う心身障害者の方々が、安心して積極的に社会参加ができる体制づくりを推進します。

また、介護をする方の死亡や病気などの事態に対応するため、関係機関と協力して、心身障害者の生活の場が確保できるよう努めます。

○身体障害者手帳・愛の手帳の交付状況（各年4月1日現在）

区 分	身体障害者手帳所持者数	愛の手帳所持者数
平成 23 年	348 人	71 人
平成 24 年	360 人	76 人
平成 25 年	303 人	64 人
平成 26 年	364 人	74 人
平成 27 年	311 人	80 人

(1) 交流活動の促進

社会福祉協議会や福祉施設、関係機関との協力体制のもとに、障害者と健常者と交流を深めるためのスポーツ大会やレクリエーション大会、文化交流事業を展開するとともに全ての事業を見直しながら、更に効果を得られる事業を模索していきます。

(2) 精神障害者福祉施設の整備

障害者総合支援法による精神障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため限られた町の社会資源の中で社会参加を促し福祉サービスのニーズに合わせ、安心して暮らしを営める基盤づくりを推進します。

(3) 障害者の就労支援のための連携強化

大島町及び島しょ保健所大島出張所、大島支庁など各関係機関との連携により、障害者就業等対象となる方の希望や状態に合わせて、障害者の日常生活の訓練や援助、就労支援や社会参加への支援など総合的に取組みます。

3 高齢者福祉

当町は、人口の減少に加え高齢化率の増加が顕著で、既に超高齢社会へと突入しています。若い世代の島外流出に伴い、残された親の世代が高齢化を迎え、一人暮らしや高齢者世帯が今後急激に増加することは確実であり、人口の3割以上を占める高齢者への福祉対策は避けて通れない重要な課題となっています。そのため、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らししていくことができるよう生涯づくりから生活支援、介護サービスの提供など高齢福祉行政の確立をめざします。

(1) 介護保険制度の充実

急速な高齢化への進展は、独居高齢者や認知症高齢者の増加をもたらす要因です。そのため、町では、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう地域包括ケア（介護・医療・福祉の一体的提供）の推進への取り組みを強化します。また、地域内の介護サービス等の課題や高齢者のニーズ等をよりの確に把握するよう努め、不足している施設やサービス等を分析し必要な介護サービスの基盤を構築します。

平成12年の制度創設以降、現在、第6期介護保険事業計画が策定され、適正な介護保険料の算定と介護サービスの精緻な事業量見込みを行い、計画期間における円滑な事業運営をめざします。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

一人暮らしの単身世帯等が増加し、軽度の支援を必要とする高齢者が増加する中、ボランティア・NPO・民間企業・シルバー人材センター等、多様な主体を活用した生活支援・介護予防サービスを提供することにより、高齢者の社会参加を促進し社会的役割を持つことで、高齢者の生きがいや介護予防につなげる事業展開を推進します。

(3) 老人クラブの支援

時代に適した老人クラブにするため世代間交流を目的として地域住民と接する行事や機会を積極的につくり、地域社会のために貢献できるよう支援します。

○老人クラブの現況（平成27年4月現在）

地 区	クラブ数	会員数（人）
元 町	7	529
北の山	4	193

岡 田	3	200
泉 津	1	90
野 増	2	116
間 伏	1	46
差木地	3	128
クダッチ	2	78
波浮港	2	74
合 計	25	1,454

(4) シルバー人材センターへの援助

働く意欲のある健康な高齢者の就労機会の拡充や長年培われてきた知識や経験を活かせる雇用の場として、シルバー人材センターへの援助、強化を図ります。

○シルバー人材センターの現況（平成 27 年 4 月現在）

地 区	会員数（人）
元 町	71
北の山	34
岡 田	21
泉 津	27
野 増	26
差木地	42
クダッチ	24
波浮港	13
合 計	258

(5) スポーツ、レクリエーション活動の推進

ゲートボール大会や高齢者のためのレクリエーション活動の実施を推進し、健康増進に努めます。

4 女性の福祉

離婚率の増加など、女性を取り巻く環境は大きく変わり、社会においても、その負担は大きくなっています。保育事業、在宅介護サービスの充実などを図り、家庭における負担軽減を図るとともに育児休業法や男女雇用機会均等法の普及、啓発に努めます。近年増えている母子世帯の援助拡大を国、東京都に積極的に働きかけるなど、女性の福祉の向上に努めます。

5 低所得者の福祉

離島であることから当町の収入水準は低く、一人ぐらしの高齢者、身寄りのない病弱者等、様々な要因により社会的に自立のできない人が増えています。また、近年の低迷する経済情勢下で雇用機会も悪化しているなか、健康で文化的な生活が営まれるよう配慮し、経済的に自立した生活がおくれるよう支援を強化します。

○生活保護受給状況の推移

(各年4月1日)

区 分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総人口 (A)	8,690	8,438	8,343	8,213	8,133
被保護者数 (B)	144	166	176	176	170
総世帯数	4,847	4,730	4,704	4,698	4,685
被保護総世帯数	110	125	134	134	133
保護率 (B/A) %	1.66	1.96	2.11	2.14	2.09
保護費 (年度・千円)	92,628	94,537	110,139	111,735	114,655

6 地域福祉

離島という地理的条件から全てを独自で賄わなければならない現状を十分に認識し、本町に合った地域福祉を推進します。

(1) 福祉イベントの推進

福祉イベントの開催を通じて町が「福祉」を理解する機会と積極的なボランティア活動からなる交流の場として障害者や高齢者等に参加を促し、「福祉まつり等」支援します。

(2) ボランティア活動の推進

地域福祉を本格的に展開するためにはボランティア活動が必要不可欠であり、一般住民にも呼び掛けるなど、社会奉仕活動への積極的参加を働きかけます。

(3) 民生委員・児童委員協議会への支援

地域における民生委員・児童委員の果たす役割は極めて大きく、住民の生活安定のためには欠くことのできない存在であります。民生委員・児童委員が活発的かつ効率的に行動できるよう支援を強化します。

(4) 福祉まちづくり運動の推進

高齢者や障害者だけでなく町民誰もが安全で快適に生活できる環境の基盤整備をするため、福祉の視点を組み入れた人にやさしいまちづくりを進めます。

《第4章》 豊かな人間性を育むまちづくり

－ 教育・文化の向上とふるさとづくり －

次世代を担う子どもたちが、豊かな自然の中で、学校と地域の教育力により、健やかに成長できる教育環境を整えます。

また、住民一人ひとりがより良く生きるため、生涯にわたり学習できるスポーツや文化等の面において充足した環境や行事づくりを推進します。

「第1」 社会教育

社会経済情勢の大きな変化、加速化する少子高齢化の進行の中で、子どもからお年寄りまでの心の通い合う地域・社会づくりが求められています。古くから根ざしている文化の伝承や、将来にわたってみんなが楽しめるスポーツや文化の創出・普及に努めます。住民が学びたい時に学び、楽しみたい時に楽しめるような環境づくりを推進します。

(計画)

1 学びあい・ふれあうコミュニティ

子どもから高齢者まで心の通い合う社会、地域住民が協力しながら、生活を営んでいく上で、ニーズに合った学びあいの場の提供やふれあうコミュニティの形成は必要不可欠です。

島外からの来訪者も含めて、心の通い合う地域づくりを推進します。

(1) コミュニティ活動の推進

青少年委員、婦人会、青年団等と連携を図り、盆踊り、敬老会などの活動を推進します。

(2) 社会教育施設の利用促進

住民の高齢化に対応し、公民館、文化会館などの施設を改善し有効利用を引き続き促進します。なお、旧学校施設は、地域センター（教育委員会）に移管されましたが、老朽化により安全性に問題があります。

今後、大規模改修・耐震診断の必要性等を踏まえた利用方法について検討を含め、方向性を確立します。グラウンド、体育館については地域のスポーツ・レクリエーション活動の拠点、防災の拠点であり、大島町野球場、陸上競技場を含め、使用上の利便性の向上のための整備を図ります。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、島外からの合宿・レクリエーションでの使用申込が予想されることから、使用条件の検討を含め、利用の促進を図ります。

(3) 島外交流事業の推進

ジオパーク推進による他の国内ジオパークとの教育部門での交流（日本ジオパークネットワーク）を推進します。体験学習では、雪国体験学習や多摩島しょ子ども体験塾、また、交流事業では島嶼交流大会や富山県南砺市の子ども達との交流等、積極的に行っていきながら、国際交流、親善訪問、視察研修派遣事業等を推進します。

2 スポーツ・レクリエーション

住民の健康増進と体力の向上を図るばかりではなく、地域連帯感の高揚を促進するためにも、スポーツ・レクリエーションの役割は重要となっています。老若男女を問わずみんなが身近な所で気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーション施設の整備を図るとともに、指導者の育成、各種スポーツ大会の開催など、スポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

(1) 2020 東京オリンピック・パラリンピック開催にともなう対応

オリンピック・パラリンピックに向けて、東京都の取組みと連携し、自転車競技大会のキャンプ地として国外の参加国を誘致し、大島の中におけるスポーツへの関心と、諸外国への理解を推進し、グローバル社会に対応できる人材育成を図ります。

(2) スポーツ施設の利用促進

陸上競技場や野球場については夏を中心に合宿に利用されていますが、一層の誘致を進めていく必要があります。相撲練習場、トレーニング場ができたことにより、島外から実業団・大学や高校等の合宿等を受け入れ、広く利用範囲の門戸を開き、スポーツ・レクリエーションの振興を図ります。また、新たな練習場として、広く周知し誘致していくとともにトレーニング場については多くの住民に体力増進、健康保持のため利用していただくよう活用していきます。

(3) スポーツ団体指導者の育成

スポーツ推進委員の研修会、研究会への出席を進め、指導強化を更に推進します。また、指導者に対する研修会等を実施し、若手育成にも努めます。

(4) スポーツ団体の育成

体育協会を通じて、各種団体の活動費、遠征費を補助し、スポーツ団体の育成に努めます。

(5) スポーツ・レクリエーション活動の推進

体育協会、スポーツ推進委員と協力・連携し、町主催の各種大会を行っていますが、少子高齢化等を含め、時代に即した大会を開催していくよう、今後各種大会を見直し、スポーツ教室や各種大会の拡充を図ります。

3 芸術・文化

余暇時間の増加などにより、芸術や文化への関心が益々高まっています。島の伝承文化の保護・育成はもとより、島らしい特性を活かした新しい文化の創出に努めます。

(1) 郷土芸能の保存

都民芸術フェスティバル参加の助成や各地区の郷土芸能の支援を行い、古歌や手踊り等の古くから受け継がれてきた島の伝承文化の保護・育成を図ります。

(2) 文化祭の充実

芸能大会、作品展を開催し、住民の披露の場、展示の場を提供し、引き続き住民相互の交流・充実を図ります。

(3) 芸術文化活動の推進

島内では普段見ることのできない芸術文化等を住民に楽しんでいただくため、また文化意識の向上を図るため、演奏会、寄席、演劇、講演会の開催また後援を行い、芸術文化の充実を図ります。

4 図書館

社会教育活動の推進及び文化水準の向上を図るため、図書館施設を充実します。

○図書館利用状況

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
小中高生	2,176 人	1,973 人	1,816 人	1,254 人	1,234 人
一 般	5,819 人	5,894 人	4,909 人	4,670 人	4,820 人
計	7,995 人	7,867 人	6,725 人	5,924 人	6,054 人

(1) 図書館（複合施設）の建設、促進

施設の老朽化については、軽微な修理・修繕で対応していますが、文化施設等を併設するなど、平成 28 年から平成 30 年の完成をめざし、図書館（複合施設）を建設します。

(2) 現図書館の維持と新図書館建設までの取り組み

図書館の充実として蔵書の電算化・図書システムを導入し、貸出手続きの迅速化、蔵書検索の利便性向上など、図書館の活性化をめざします。大島の歴史と文化のコーナーでは、大島のことが全て分かる内容を充実し、文化財のデータ化とその閲覧ができるようにし、蔵書の管理を進め、利用者が活用しやすいよう努めていきます。また、平成 21 年より、住民にたくさんの本を読んでいただけることを目的として、日野市より移動図書館車（ひまわり号）を譲り受け、運用していますが、今後も運営委員会を開催し、運営、運行を協議し、各地区の運行を原則ボランティアで実施し、引き続き運用します。他にも福祉まつり

等に参加し、利用者の増員を図り、周知します。

5 文化財の保護

本町には有形無形を問わず、先人の残した貴重な文化遺産が多数存在します。現在、この中には老朽化している出土品等もあるため、後世に残す上からも、保護・保存に万全を期しながら、広く一般に公開するなど、町の指定業務を含めて文化財の伝承・保護に努めます。

(1) 郷土資料館の整備

郷土資料館の再構築を図り、島に伝わる有形・無形の文化財の保護に努めるとともに、その継承公開・活用を推進していきます。

古民家については、維持するため屋根の補修、壁の防腐剤塗装などを行いましたが、茅葺屋根については、今後専門家による修復を検討する必要があります。

(2) 文化財の調査、整理、公開

文化財の資料はデータベース化されておらず、また老朽化が著しい文化財資料もあり公開できるよう、現在、整理をしながらデータを残すように進めています。

また、遺跡展を開催し、遺跡の出土品の公開を行っています。文化財の調査では、遺跡の出土品を文化財専門委員等と連携し、後世に残せるよう整理していますが、町には専門家の不在や指定基準がないのが問題であり、今後の検討課題です。

(3) 町指定文化財の推進

町の指定による文化財の保護、保存を推進し、多くの文人・墨客の資料等新しい図書館にデータとして保存、展示します。

6 青少年の健全育成

子どもを対象に体験を通して、規範意識や他人を思いやる心を育む活動、青少年の健全な判断能力の育成の推進を図るため、各地区青少年委員会を中心に引き続き、地域いきいき事業を実施します。

(1) 青年団体活動の支援

島嶼青年大会参加助成を行っているのみですが、青年団体協議会も時代とともに、衰退の一途をたどっているのが現状です。しかし、盆踊り大会等の地域の貢献もあり、今後の活動を支援します。

(2) 少年少女スポーツの普及

少年少女スポーツの普及の一助となるよう引き続き、活動費、遠征費の助成を実施します。また、体育協会と連携し、多くの子どもたちに年少から多くのスポーツを楽しんでも

らえるようジュニアスポーツフェスティバルの開催も継続します。

7 婦人活動の推進

婦人の活動は古くから地域の支えとなっています。また、女性の雇用機会の拡大などにより、婦人の役割は更に重要になっており、明るいまちづくりを推進するためにも、婦人が活動しやすい環境を構築します。

(1) 婦人の社会活動の推進

公民館運営審議委員、青少年委員、スポーツ推進委員、社会教育委員等に女性委員を積極的に登用し、地域社会で広く活動していただくよう努めます。

(2) 婦人会活動の支援

敬老会や地域の清掃など、今後も積極的に活動していただけるよう、婦人団体指導者研修の活動費等の補助を引き続き実施します。

○婦人会の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

地区名	会員数
元町	120人
北の山	64人
岡田	95人
泉津	42人
野増	65人
間伏	20人
差木地	71人
クダッチ	62人
波浮港	71人
計	610人

8 施設の整備計画

- 1) 図書館の建設（平成 28 年度～30 年度）
- 2) 郷土資料館の整備（平成 29 年度～）
- 3) 野球場の整備（平成 28 年度）
- 4) 地域センターの整備（平成 30 年度～）
- 5) 体育館の避難所対応（平成 29 年度～）
- 6) 伊豆大島ゲートボール場整備（平成 27 年度～平成 28 年度）

「第2」学校教育

出生数の減少や離婚率の増加など子どもたちを取り巻く環境は大きな変化をとげ、人間形成の土台となる家庭環境、教育環境にも少なからず影響を及ぼしています。高度情報化社会の急激な進展は、子どもにとって必要のない不健全な情報までが氾濫し、大きな社会問題を生み出しています。こうした社会の変化がいじめや虐待、校内暴力、家庭内暴力、引きこもりなどの多くの社会不適応、人間性希薄化の要因ともなっています。また、増加傾向にある『特別な支援を必要とする子どもたち』への対応も充実させていかなければなりません。子どもたちの実態把握に常に目をむけ、最も大切な家庭教育や地域教育力の向上を目指すとともに、郷土大島を愛する心の育成をはじめ未来を担う子どもたちの人間形成の場として、一人ひとりの個性を重視しながら、学校教育の充実に努力します。

(計画)

1 家庭教育・幼児教育

学力向上推進委員会の立上げに伴い家庭、学校、地域の連携の基に、新しい時代に対応できる人材の育成のための教育への転換をめざし、中教審の方針に鑑みながら、学力の定着及びアクティブラーニングの実践を推進します。

問題をかかえている児童・生徒等に対して、今後も「要保護児童対策地域協議会」及び「小・中・高校生・生活指導連絡協議会」等での関係機関との情報交換による連携強化と協力体制の充実を図ります。

2 小中学校教育

義務教育は、社会生活を営む上での基礎学力の習得、規範意識の確立、また、生涯にわたって学び続ける基礎能力を養成する場として、人間形成の最も重要な時期です。

児童・生徒の実態把握に努めるなど、子育て支援の充実にめざし、就学支援を一層手厚くし、子どもを産み育てるための経済的負担の軽減をめざします。また、地域の特性、個人の創造性を活かすことを目標にします。

(1) 防災教育の実施、充実

11月21日を大島町防災の日としてあるこの日に、1986年11月21日の噴火及び2013年10月16日の土砂災害を教訓として、防災教育副読本をつくり、全児童・生徒に配布し防災教育を実施し、更に学校へ出向き、防災授業などを開催し、子どもたちに防災に対する意識の醸成を図ります。

(2) 人権尊重教育の推進

1) 人権尊重の精神の教育

人権尊重の精神のもとに、人権問題への正しい理解と認識を深めることができるよう推進します。

2) 奉仕体験活動の推進

地域、海浜清掃のボランティア活動など、児童・生徒の主体性を活かした自治活動を通して、人への思いやり、生命の大切さ、働くことの大切さを学ぶことができるよう推進します。

3) 国際理解教育の推進

人種・民族等によって人権が損なわれることのないよう人権尊重を基盤とした国際理解教育を推進します。

(3) 児童・生徒の健全育成の推進

1) 丈夫な心と体力づくりの充実

自らの心身の状況を気付かせるとともに、健康を保持・増進できるように基礎体力の向上に取り組み、体育課授業や体育的行事、保健指導、食に関する指導を実践し、心と体力づくりに取り組むよう努めます。また、「児童・生徒の基礎体力の向上に向けたモデル事業」「スポーツ教育推進校」の設置等について推進します。

2) 教育相談機能の充実

児童・生徒・保護者への教育相談を充実し、合わせて広報、ホームページ等で島内に周知を図り、学校等を支援するためのスクールカウンセリング事業の強化を図ります。

(4) 個性を活かす学校教育の充実

1) 基礎学力の充実

児童・生徒一人ひとりの資質や能力の育成を重視しながら、学力向上推進委員会を中心に対応策を検討し、全校同じ認識として、少人数指導や学びあい活動等を活用し、基礎学力の充実に努めます。

2) 特別支援教育の充実

大島町特別支援教育推進委員会を活用し、心身に障害のある児童・生徒一人ひとりの能力・特性等に応じた自立支援や集団生活への参加及び基礎学力の向上と基本的な生活習慣の確立をめざし、社会的自立に向けた教育を推進します。また、固定学級 2 校（つばき小学校・第一中学校）、通級指導学級 4 校（さくら小学校・つつじ小学校・第二中学校・第三中学校）を充実させ、特別支援教育を推進発展させます。

3) 新しい時代への教育手法の転換

基礎学力を前提とした上で、やがて取り組むアクティブラーニングなどに対応する知識から、多様な答えを導き出すための学習法を踏まえた教育のあり方を研究推進します。

4) 社会性を育む教育の推進

情報化、国際化、高齢化、環境問題等の社会の変化に係わる現代的課題等について、児童・生徒が関心をもち、認識を深めるよう I C T（情報コミュニケーション教育）機器等の教育環境の整備に努め、推進します。

学校で処理しきれない問題の解決のために、学校支援会議の立上げをめざします。

5) 開かれた学校経営の充実

開かれた学校をめざし、保護者・地域人材の協力を得ながら、社会体験や交流活動・学校行事等の充実を図りながら、保護者、地域からの評価アンケート等や自己評価を踏まえて、日常の教育活動の改善・充実に努めます。

学校公開授業により多くの保護者、地域の参加を促し、授業の様子や児童・生徒・教員等の学校状況の理解を求めます。

6) 小中連携、教育の推進

小中学校間の連携を密にした教員・児童・生徒の交流を図り、教科領域についての連携教育の実践に努め、義務教育 9 年間をトータルにとらえ、個に応じたきめ細かい指導を実現します。基礎学力の定着と主体性・協調性を育成します。

I C T機の積極的導入で教員の指導力を補い、学校の教育力向上を図ります。

7) 郷土を愛する心の教育の推進

郷土大島の自然、歴史、産業、文化等について、興味・関心・疑問を持たせ、地域体験学習を中心に課題解決能力や科学的思考力を育てるとともに、伝統と文化を尊重し、郷土に対する理解と愛着心を育てます。

日本ジオパーク認定を機会に、自然科学を中心とした学習を進めて、自らが育つ大島に対する郷土愛を育む取組みを実践し、推進していきます。

8) 教育施設の整備

①第二中学校体育館大規模改修工事（平成 28 年度）

②太陽光発電設備設置工事（平成 28 年度～31 年度）

（太陽光パネル、蓄電池、災害対応電源、避難施設照明の LED 化）

・第三中学校・つつじ小学校（平成 28 年度）

・第二中学校、つばき小学校、第一中学校、さくら小学校（平成 29 年度～31 年度）

③防災機能強化工事（平成 28 年度～31 年度）

（校舎非構造部の耐震化（外壁、内装、釣り天井、照明、建具等の落下防止工事）

・第三中学校体育館・つつじ小学校校舎（平成 28 年度～29 年度）

・第三中学校校舎・さくら小学校・つばき小学校

(平成 29 年度設計・平成 30 年度工事)

- ・第一中学校 (平成 30 年度設計・平成 31 年度工事)

④学校トイレ改修工事 (平成 28 年度)

- ・第一中学校・つばき小学校の和式便所を洋式便所化

3 高校・大学

島内 2 校の高校と小中学校との連携・協調を深め、進路キャリア教育の視点から上級学校調査や将来設計能力や意思決定能力を養う学習を進めていきます。

島外からの中高への入学者の受け入れ体制の整備を図ります。

大島高等学校及び定時制、海洋国際高等学校を中学 3 年生が訪問し、学校生活の説明やクラブ活動の紹介を受けるなど交流を深めます。

島内から見えにくい高校、更に大学を身近に意識できるような工夫を推進します。

4 海外留学

姉妹島ハワイの「ヒロ大学」又は「ハワイコミュニケーションカレッジ」に留学を希望する大学生に対して留学奨学資金貸付事業を実施し、国際社会に有能な人材育成を推進します。

5 学校給食の充実

大島の将来を担う子どもたちの健やかな体と心の育成に欠かすことのできない学校給食の充実を推進します。また、学校給食の充実を図るため、平成 27 年 4 月から専門業者に調理・配送業務を委託しています。

①安全でおいしい給食の提供

年間給食提供回数 196 回

給食延提供食数 126,847 食

1 日最大給食提供数 691 食

②郷土への愛着と誇りを

地産地消の推進 (目標値)

島の食材 野菜 20% 水産物 15% 牛乳・塩 100%

③食育を中心として

栄養士、学期ごとに 1 回は各学校訪問指導

④子育て家庭への支援

給食費の軽減についての補助対策

⑤食物アレルギー対応

食物アレルギーを有する児童生徒に可能な限り対応する

《第5章》 時代に合った地域性を活かしたまちづくり

－ 活力ある産業づくり －

本町の活力となる自然環境と調和した地域産業機能を充実し、住民が生きがいを持って働くことができる環境を維持・向上させながら、島という立地性を生かし、Uターン・Iターンなどができる環境整備を充実し、農業、漁業における人材を確保し、若者が定着する活力ある産業の振興を図ります。農業用水の確保、あるいは、つくり育てる漁業を支える生産基盤の整備に努め、時代と合った地域性を活かした産業づくりを推進します。

なお、自立的発展を促進するための「地域産業の6次化」、「販売ルートの開拓」、「ブランド化」等、1次産業・2次産業・3次産業の相互の連携を図ります。また、様々な発想による夢や希望のある観光振興の充実を図り、笑顔あふれる、誰もがくらしたくなる魅力あるまちづくりを推進します。

「第1」 地域産業の6次化

住民と行政的団体と町が、弱く衰退傾向のある各産業の危機感を共有し、知恵と力を出し合い、1次・2次・3次産業を相互に連携させ、各産業の資源や強みを持ちよって弱みを補完し6次産業化を推進します。相乗効果を働かすことで、新たな経済効果を生み出していきます。

○産業別人口

各年10月1日現在（国勢調査）

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度
第1次産業	408人（9.1%）	356人（8.3%）	295人（7.1%）
第2次産業	748人（16.7%）	677人（15.7%）	664人（16.0%）
第3次産業	3,313人（74.1%）	3,263人（75.8%）	3,180人（76.7%）
分類不能	5人（0.1%）	6人（0.1%）	5人（0.1%）
総数	4,474人（100.0%）	4,302人（100.0%）	4,144人（100.0%）

「第2」 農業

現在、本町における農業は、ガーベラやブバルディアなどの施設園芸を主とした花卉栽培を主力とし、アシタバやキヌサヤエンドウなどの農産物の栽培もおこなわれていますが、就農者の高齢化や後継者不足による就農人口の減少により、農家数、経営耕地面積、生産額はいずれも減少の一途をたどっています。これからの農業生産基盤の維持向上のために、

新たな担い手となる若手農家を育成し、優良な農地の遊休化防止や遊休地でのアシタバ生産などの利活用を推奨するとともに、農業用水の確保をおこないます。また、新たな作目を選定し特産品とするブランド化を推進し、経営体制についても共選共販をはじめとする企業化・大型化を図るなどの見直しを検討し、より生産性、収益性の高い農業への転換と6次産業化を推進することで農業経営の安定化と強化を図ります。

○農家戸数

年	総数	主業農家	準主業農家	副業的農家	自給農家
平成12年	235戸	56戸	20戸	78戸	81戸
平成17年	193戸	31戸	6戸	57戸	99戸
平成22年	194戸	23戸	6戸	58戸	107戸

※ 農業センサス及び農林業センサス

○経営耕地面積

年	総数	田	畑	樹園地
平成12年	143ha	—ha	118ha	25ha
平成17年	86ha	—ha	84ha	2ha
平成22年	93ha	—ha	82ha	11ha

※ 農業センサス及び農林業センサス

(計画)

(1) 認定農業者の育成

意欲的に農業に取り組む生産者を認定農業者として認定して、各関係機関と連携し、総合的な経営指導の支援体制を図ります。

○認定農業者の推移

() 内は法人数

平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度
73	69 (4)	56 (5)	51 (5)	51 (6)

(2) 各種農業団体の育成

各種農業クラブや研究会などの指導・育成に努め、関係機関と連携し栽培技術などの開発を促進し、生産性の向上を図ります。

(3) 農業後継者の育成

農業振興を図る上で、最も重要な就業者の確保、とりわけ後継者の不足は深刻であり、各種農業団体等と連携をとりながら、魅力ある農業づくりを行い、島外からの新規就農者の受入れ体制を充実させ、後継者の育成確保に努めます。

(4) 経営形態の転換

現在、当町の農業は生産高の大きな変動はないものの、農業就業者数等は減少しており、経営規模の小規模化・細分化が懸念されます。これまでの経営形態を見直し、共同生産、共同出荷などの調査検討を進めるとともに、農業生産法人等の企業的体質をもった農業経営への転換を検討します。

(5) 農業用水の確保

現在大島の農業は、施設園芸による花卉栽培が盛んであり、これには多量の農業用水を必要としており、元町、泉津、野増地区以外については、既に農業用水の安定供給を図っています。今後は、老朽化した灌漑施設の更新、既存の灌漑施設の恩恵を受けられない地区の解消に努め、生産性の向上、農業経営の安定化を図ります。

○水源利用計画

事業名	事業内容	計画年度
滝川貯水池整備事業	浄化装置設置	平成 28 年度

(6) 農業経営基盤強化資金利子補給制度の継続

農業経営基盤強化資金利子補給制度については、引き続き継続し、低利資金利用による経営の近代化・合理化を推進します。

(7) 技術開発の促進

優良種苗導入及び試作栽培技術の開発への助成等、積極的に推進し、地域の特性、実情に合った作物への転換を図ります。

(8) 遊休農用地の利用促進

農業振興地域 1,478ha の内、農用地は 671ha 設定されていますが、そのうち実際の経営耕地面積は 298ha であり、遊休化している農地が多く、これらの遊休地の利用促進及び集積を図り、近代農業、大型農業への転換を図ります。

(9) 産業祭の充実

縮小傾向にある産業を再検討し、農家の意思の表現、農業への理解・普及とともに大島の産業全体へ波及するイベントをめざして充実を図ります。

(10) 情報化への対応

相場の変動制の高い花卉やキヌサヤエンドウ等の市況提供や新品種、栽培技術などにより速い情報の収集対応や農業者に対するインターネット講習などの実施に努めます。

(11) 伊豆大島農業生産者組合等への支援

農業生産の振興を図るため設立された、一般社団法人伊豆大島農業生産者組合等と関係機関と支援し、農業の発展に努めます。

(12) 流通体系の改善

現在の流通体系は、離島であることから市場への輸送面において大きなハンディキャップを負っています。このため、鮮度の面で劣る状況になっています。平成 18 年度に導入した冷蔵庫・保冷コンテナを利活用し、更に流通体系の調査検討を進め、改善に努めます。

(13) 有害鳥獣、チャドクガ駆除等の実施

農産物に被害を与えているサル、リス、カラス、キョンなどの駆除及び予防対策を実施し、また、チャドクガ、尺取虫（トビモンオオエダシヤク）の駆除を実施し、農家の保護に努めます。

○過去 5 年間の有害鳥獣捕獲実績

平成 22 年度 サル 564 頭、リス 8,873 匹、カラス 224 羽
平成 23 年度 サル 345 頭、リス 7,531 匹、カラス 179 羽
平成 24 年度 サル 393 頭、リス 12,003 匹、カラス 188 羽
平成 25 年度 サル 328 頭、リス 5,555 匹、カラス 179 羽
平成 26 年度 サル 343 頭、リス 10,046 匹、カラス 345 羽、キョン 1,022 頭

(14) 町営牧場の整備・牛乳処理加工施設の整備

畜産振興を促進するために運営方法などを見直し、施設の高度利用及び新たな活用方法を検討します。また、島内の需要に即した牛乳処理加工施設を整備します。

○牛乳処理加工施設整備事業計画

事業名	事業内容	計画年度
牛乳処理場加工機器整備	全自動パック充填シール	平成 29 年度

(15) 地産地消（商）の奨励

新鮮で安全な野菜の生産を奨励し、直販所を中心に本町地域内への流通を拡大し、地産地消（商）を推進します。

(16) 特産品の増産・ブランド化・6次産業化の推進

アスタバに代表される特産品の生産拡大と加工品として付加価値を付けた製品及び大島牛乳等のブランド化と 6 次産業化を推進し地産地消（商）及び販路の拡大をめざします。

「第3」 林 業

山林は全島面積の約半分を占めていますが、そのほとんどが自然雑木林で、古くは製炭用材としてかなりの生産量を誇っていましたが、現在林産物の生産はほとんど行われていません。近年、椿油が見直されておりますので、椿林の整備を実施して椿の実の収穫増産を図り、また、大島桜山の整備に努め、桜チップなどの新たな活用方法を調査しながら、林業の振興を図ります。

(計画)

(1) 炭の生産・販路拡大

現在、炭の生産は小規模ながら行われていますが、新たな活用方法や市場調査を行いながら生産・販路の拡大を図ります。

(2) 林道の整備

林業の生産基盤である林道の整備促進を引き続き国と東京都に要請します。

○林道の整備

路線名	整備内容	備考
間伏線	L=2,027m W=4.0m	改良・舗装

(3) 造林等整備

「大島町森林整備計画」に基づき、天然林の保全を推進します。

(4) 未利用資源の再利用

町の木である椿について、椿山の保全と椿油の増産及び椿の花などの利活用並びに新たな加工品開発に努めます。また、大島桜についても葉の利用や燻製用チップ材としての利用を図ります。

(5) 松喰虫の防除

甚大な被害を及ぼしている松喰虫の根絶に全力を注ぐとともに、松の計画的保存に努めます。

「第4」 漁 業

近海に好漁場を持つ本島の漁業は、基幹産業として位置づけられていながら、脆弱な経営や後継者の不足、あるいは天然資源の枯渇など様々な要因で長期停滞状態にあるといえます。漁場の整備や漁港の整備などの基盤整備を進めながら、栽培漁業センターとの連携を強め、

つくり育てる漁業への充実を図ります。また、新たな特産品の開発やブランド化と6次産業化を推進します。

○海産物、漁獲高の推移

種類	魚類		えび・いか類		貝類		藻類		合計	
	生産量 (kg)	生産額 (千円)								
21	185,923	174,971	16,273	45,632	38,603	50,047	108,832	33,970	349,631	304,620
22	124,115	120,124	16,520	43,308	26,591	37,233	131,872	60,151	299,098	260,816
23	94,060	101,270	10,276	34,780	20,858	28,366	124,895	47,368	250,089	211,784
24	122,776	106,927	13,339	37,977	17,597	25,575	138,056	50,999	291,767	221,478
25	116,348	113,742	16,649	52,415	21,489	30,732	108,847	40,394	263,332	237,284

資料：東京都の水産(端数処理のため、各計と内訳は一致しないことがある)

(計画)

(1) 漁港の整備

本町の漁業活動の基盤としての漁港は、東京都による防波堤の建設など、港内静穏度の向上が実施され、安全で安心して活用できるように整備が進められています。

水産資源の効率的な供給体制や防災の拠点となる港湾補完のための漁港整備を引き続き国や東京都に要請します。

○漁港の現況

(平成27年4月1日現在)

漁港名	種類	現況			
元町漁港	I種	防波堤 568m	岸壁・物揚場 187m	船揚場 3,460 m ²	
岡田漁港	I種	防波堤 330m	岸壁・物揚場 284m	船揚場 4,452 m ²	
野増漁港	I種	防波堤 349m	岸壁・物揚場 140m	船揚場 2,253 m ²	
差木地漁港	I種	防波堤 255m	岸壁・物揚場 111m	船揚場 1,720 m ²	
泉津漁港	I種	防波堤 149m	岸壁・物揚場 90m	船揚場 2,455 m ²	

資料：東京都大島支庁管内概要

(2) 漁業協同組合の合併促進

漁業振興を図る上で、事業の推進母体である漁業協同組合の強化・充実は重要な施策であり、今後も各組合、東京都などと十分な協議を行い、漁業協同組合の合併を検討します。

○漁業協同組合の現況

(平成27年11月現在)

組合名	組合員数	登録漁船数	漁獲高(千円)
伊豆大島	1,053人	139隻	208,641

元 町	292 人	33 隻	41,267
計	1,345 人	172 隻	249,908

*組合員数は平成 25 年事業年度業務報告書より（資料：東京都大島支庁管内概要）

(3) 漁業協同組合の経営健全化

資源の枯渇や魚価の低迷、燃油価格の高騰など、漁業を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。そのような中で、漁業を活性化させるために、漁業協同組合の役割は重要であり、健全な組合運営を推進するため、関係機関との連携を図ります。

(4) 漁業後継者の育成

若年層の島外流出や他産業への転換により漁業従事者が減少、とりわけ後継者不在の結果を生じたことは、漁業衰退の大きな原因となっています。

このため漁業を振興するうえでも後継者育成は重要課題であり、漁業後継者相互の自主的な研究、親睦などの交流活動を促進するとともに、講習会や研修会などの実施を通じて漁業経営に対する意識の向上を図るほか、新規就業者（U・J・I ターン者）のための受入体制の整備や漁業者の育成を進めるため、関係機関との連携を図ります。

(5) 漁場整備の促進

近年海況の変化などにより磯焼けやサメなどの被害により、漁獲量が減少しています。そのため、豊かで活力ある漁業を推進するため、漁場造成を計画的に実施します。また、荒廃した藻場の復活やサメの防除対策を実施するため、関係機関との連携を図ります。

○事業計画

内 容	施 行 場 所
つきいそ事業	各 地 先
藻場復活事業	各 地 先
サメ被害防除事業	各 地 先

(6) 種苗放流事業の促進

稚イセエビやサザエ、アワビ、トコブシなどの種苗放流事業を促進し、資源保護に努めながら生産拡大を図るため、財政支援を継続します。また、つくり育てる漁業の振興のため、栽培漁業センターとの連携を図ります。

(7) 地産地消（商）の拡大

地元で獲れる新鮮な魚介類を味わってもらうため、海市場等の充実を図り、安定した地産地消（商）の拡大を図ります。また、各種イベントにも積極的に参加し地元水産物の PR に努めます。

(8) 特産品開発・ブランド化・6次産業化の推進

新たな特産品の開発やブランド化、6次産業化を推進し、地元水産物のイメージアップを図ります。

○加工事業長期計画

(千円)

	26年度 実績	27年度 実績	28年度 実績	29年度 実績	30年度 実績	31年度 実績
収 益	9,516	11,500	12,500	13,500	14,500	15,500
加工品売上高	4,645	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000
岡田売店売上高	4,055	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
加工雑収益	816	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
費用	16,867	15,300	14,800	15,400	15,400	15,400
加工経費	16,867	14,300	14,800	15,400	15,400	15,400
人件費（加工）	4,700	5,000	5,300	5,600	5,600	5,600
人件費（売店）	1,889	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
人件費（管理）	2,160	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
その他経費（加工）	4,983	3,500	3,700	4,000	4,000	4,000
その他経費（売店）	1,895	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
加工原材料	1,238	1,000	1,000	1,100	1,100	1,200
当期利益	7,351	3,800	2,300	1,900	900	100

(9) 基盤整備事業の促進

豊かで活力ある漁業をつくりだすため、基盤整備事業などを実施し、沿岸漁業の拡充と振興を図ります。

○事業の計画

事業名	事業内容	計画年度
生産基盤整備	船揚げウィンチ等	平成28年度～平成31年度
漁村地域防災力強化事業	共同利用施設等耐震化	平成28年度～平成31年度
流通等改善施設整備	冷凍・冷蔵施設等	平成28年度～平成31年度

(10) 漁業近代化資金利子補給の継続実施

経営の近代化を推進し資金の円滑化と負担の軽減により、沿岸漁業の拡大と振興を図ります。

(11) ふれあい漁業の推進

海の近くにいながら、魚を見る事や直接触ることが少ない方々（小学生や一般の方）を対象に、魚の開き教室などを継続的に開催し、魚に対する理解を深めます。

「第5」 観 光

代表的な観光資源である「三原山（御神火）」「椿」「アンコ」等を、ジオパーク認定・国際優秀つばき園認定等により、時代に合ったみがきをかけるとともに、年間を通し来島者に「行ってみたい」「また行きたい」「住んでみたい」と思われるような島の魅力づくりや、短くても暮らすような旅の創出など、新たな観光資源の開発により着地型観光の推進を図ります。

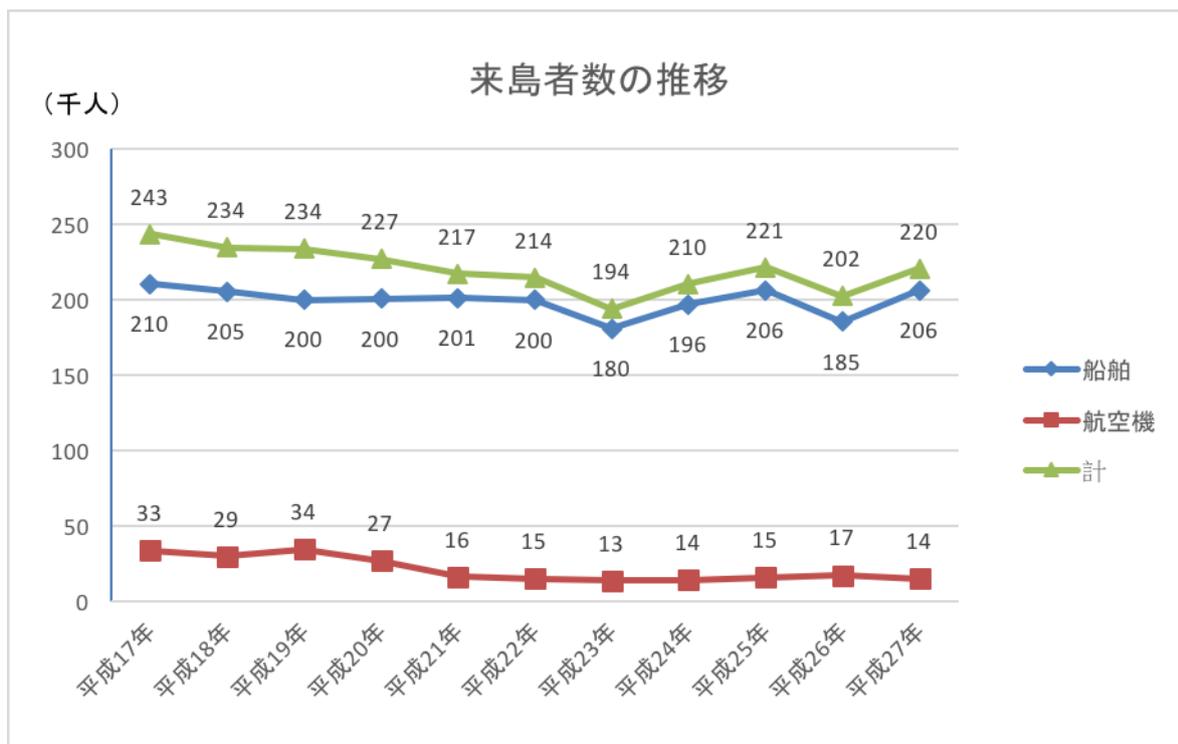
2016年に開催するアジア自転車競技選手権大会・2016年全日本自転車競技選手権大会を契機に、国内外の自転車競技会を誘致するとともに、市民サイクリストの受入れ環境整備を促進し、新たなブランドの創出を図ります。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、首都東京に一番近い島という地域特性と島の魅力の情報発信を充実させ、訪日外国人観光客の誘致を図ります。

他の産業と連携し地元産の農畜産物や魚介類を提供し、6次産業化やブランド化を推進します。

これらの総合的に進めることにより、いつでも・誰にでも喜ばれる観光モデルを創出し、魅力ある観光地として従来の団体型の旅行体系から、個人あるいはグループ型への変化に対応し、時代に合った観光振興を推進します。

○来島者数の推移

年 度	船 舶	航 空 機	計
平成 17 年	209,986 人	33,300 人	243,286 人
平成 18 年	205,057 人	29,428 人	234,485 人
平成 19 年	199,689 人	34,044 人	233,733 人
平成 20 年	200,258 人	26,689 人	226,947 人
平成 21 年	200,965 人	15,974 人	216,939 人
平成 22 年	199,512 人	14,733 人	214,245 人
平成 23 年	180,429 人	13,353 人	193,782 人
平成 24 年	196,454 人	13,717 人	210,171 人
平成 25 年	205,963 人	15,346 人	221,309 人
平成 26 年	185,052 人	16,943 人	201,995 人
平成 27 年	205,986 人	14,464 人	220,450 人



(計画)

(1) 波浮港周辺「踊子の里」整備事業（施設整備・町並み整備・駐車場等周辺整備）

① 波浮港周辺の「踊子の里」町並み保存及び活用による観光振興の推進

古くから栄えた船宿群の景観と町並みを地域住民と連携して保護し、「踊り子の里」として南部地区の観光資源として活用します。

1) 波浮港歴史探訪事業

秋広平六による一大事業である波浮の港づくりから、風待ち港として発展した港と「旧甚の丸」に、それぞれの物語性を付加して、当時の様子を観光客が体験できる展示等や伊豆の踊り子が歩いたであろう道・町並みを再現整備します。

2) アクセス性の向上

波浮港・踊り子の里ゾーンの充実とアクセス性の良さを確保するために、関係機関と連携して波浮港周辺に駐車場等の必要な施設を整備します。

3) 文学等による拠点整備

詩歌・文学作品・民謡・歌等、大島にまつわる作品及び作者を一堂に会して学べる場所として、既存の町営施設（波浮小学校等）を活用するなど検討し、整備します。

(2) 火山博物館の更新事業（展示物更新・デジタル化・活用事業）

① 火山博物館の利用拡大にともなう諸整備（平成28年度～平成30年度予定）

1) 火山博物館展示内容の更新

老朽化した展示施設及び展示物を見直し、主要町営観光施設の位置付けを明確に付

与した「家族で楽しく学べる火山博物館」とするため展示内容を更新し、体験学習や触れて感じる火山へ転換整備します。

2) 火山博物館の映像設備更新

老朽化している映写設備について、世界的にデジタル化の波が進み、保守するための部品及び対応企業が次々と事業撤退し、保守部品の生産は最後に残っていたアメリカの企業が生産終了したため、保守部品の製造業者は現状では皆無です。今後の活用及び保守を検討すると、デジタル映写設備へ更新し映像ソフトとともに整備し多様なサービスを提供します。

3) 火山博物館の館内ガイド整備

火山博物館の展示物について、理解を深めて興味関心が高まる仕組みとして、館内ガイドを整備します。人材育成及び新規採用等、火山について学べるインストラクター的な位置付けで館内ガイドを活用します。

4) 火山博物館の館外ジオパークツアー整備

島全体が博物館という大島の特性を生かして、「外へ出る展示」として館外ツアーを整備します。来館者に本物の火山を感じられる場所を説明し、火山に対する理解を深められる仕組みを整備します。

5) 火山博物館のビジターセンター及びジオパーク拠点としての活用推進

大島の自然・環境学習拠点として、また各地に点在するジオスポットの俯瞰場所として、火山博物館にビジターセンター的役割を付加した整備を行います。

6) 火山博物館での学術研究発表会及びシンポジウムの開催

火山防災に関わる若手研究者に対して、「伊豆大島・火山学術大賞（仮）」として表彰し、研究発表の場として提供します。同時に、町民に対しても最先端の学術研究に触れられる場を提供し、火山防災の啓発を行います。

(3) 既存の観光施設等の積極的活用と計画的な保守整備

①大島町観光振興計画の策定

これまで系統立った観光振興計画が策定されることなく、個別に実施されていた観光振興策をとりまとめ、各施策を関連付けて互いに相乗効果をあげながら施策を実施するために、大島町観光振興計画を策定します。ジオパークの取組みや地域毎の観光資源発掘等、既存の施設及び観光資源を積極的に活用することにより観光振興を図ります。併せて、各観光施策についての評価を行い、事業の見直し（統廃合含む）・改善を経常的に行います。

② 椿拠点の再整備

椿の森公園内の椿の植栽・管理保全を関係機関と連携して推進します。また、国際優秀つばき園や椿トンネルを含めたエリアを椿まつりのメイン会場等イベントに積極的に活用します。更に、見る愛でる椿の拠点から、体験型観光の取組みへ展開します。

③ ハイキングルートの整備及び発信

健康志向の高まりとともにハイキング（トレッキング・ロゲイニングトレイル等含む）への関心も高まっていることを受け、三原山を核とした各ルートの再整備を実施します。既存のルートを見直すとともに、新規ルートの開拓を地元愛好者等から広く意見を集約して整備します。併せて、モデルルート・モデルプラン等の情報を地図やHP等で発信していきます。

④ 裏砂漠の保全・整備と有効活用

主要な火山観光資源としての裏砂漠の付加価値を高めるため、月と砂漠ラインの整備と車両の乗入ルールの整備、都道側駐車場整備等を行い適正な保全を進めていくと同時に、イベント・研究活用等に広く活用していきます。

⑤ 温泉施設の活用促進と計画的な更新整備

町の主要観光施設である「御神火温泉」と「浜の湯」について、利用促進のために立地を生かした様々なサービスの提供を展開していきます。

また、老朽化していく各設備については、継続して計画的な更新を行っていきます。

⑥ 長根浜公園及びサンセットパームライン整備・活用

大学駅伝チームを初め、多くのマラソンランナーが訪れているサンセットパームラインをより活用しやすく整備します。立地を生かした魅力創出のための再整備を行うとともに、女性ランナーやチーム合宿利用者等への情報発信を積極的に行います。

- ・折り返しコース・周回コースの2ルート整備
- ・老朽化した距離標柱等の再整備
- ・スタート・ゴール拠点として長根浜公園の整備
- ・浜の湯のコインロッカー利用（走る前に浜の湯のチケットを買い、荷物を預けられる仕組み）等

⑦ サイクリング受入れ態勢の整備

レンタルサイクル利用者から競技用自転車愛好者・ロードレーサー・マウンテンバイク・BMXなど、アジア自転車選手権大会等のノウハウや機材を活用した幅広いサイクリング受入れ環境の整備を推進します。

- ・自転車ルートの保全管理（マップ・情報発信含む）
- ・自転車の駅（エリア毎に自転車ラック及び工具・空気入れ、レンタルサイクル回収所、

配送自転車の預かり等) 整備

⑧観光客受入れインフラの整備

- ・障害者・子ども連れに優しい施設づくり（おむつ台・授乳室・バリアフリー化）
- ・主要観光施設の Wi-Fi 環境の整備
- ・多言語対応（歩行者用看板・指示道標・案内地図・HP 等）の整備
- ・観光客がゆっくりと休憩できる場所づくり（眺めの良いベンチ整備等）
- ・適正な情報発信（宿泊施設情報・遊泳場詳細マップ・観光施設情報）の強化

⑨遊泳場の整備

砂浜・水質の保全、景観の保護を計画的に実施し、貴重な自然資源を次世代に引き継ぐ基盤をつくります。また、誰もが安全に楽しめる遊泳場として、遊泳期間中の監視体制等の見直しを行います。

⑩観光施設及び観光客に対する危機管理体制の整備

三原山噴火を含む自然災害が発生した際、観光客に対する避難誘導及び保護、人員把握を迅速に行える体制を観光協会等の関係機関と連携して構築します。また、外国人を含む観光客への適時的確な情報提供体制も官民連携して、併せて整備します。

(4) 花と緑のまちづくり運動の推進

地域の花を咲かせよう運動を中心とした、住民一人ひとりで育て上げる自然に満ちあふれた大島の花と緑のまちづくり運動を推進します。

(5) 海のふるさと村整備

都民及び島民の憩いの場として定着している海のふるさと村の整備を関係機関と調整し、充実を図ります。また、大島産の食材を使用し、食についても充実を図ります。

現在、東京都から指定管理を受けていますが今後管理方法について検討します。

(6) 観光協会と観光業者の育成と強化

観光の原点は誠意あるサービス及び家庭的・ふるさとの香りあるサービスの提供にあります。観光業者と協議しながら、より一層サービスの向上を図ります。また、大島観光の向上を図るため、引き続き観光協会の育成強化に努めます。

(7) 観光宣伝の強化

インターネットの充実等、あらゆる情報手段を利用して、観光宣伝に努めます。

観光情報や観光客が求めている情報をインターネットやパンフレットなどで発信するとともに、大島の魅力を積極的に発信するため観光特派員を活用し、観光宣伝に努めます。

(8) 郷土芸能、伝統文化財の活用

島の風土の中で受け継がれてきた太鼓や踊り、民謡などの郷土芸能や民族衣装（あんこ）等、伝統文化財は貴重な観光資源であり、イベント等でこれらを活用し保護を推進します。

(9) 来島観光客の平準化の推進

1年間を通じた観光客の誘致に努めます。特に秋・冬の季節について、誘致活動を積極的に行い観光の平準化を促進します。

(10) 第1次産業との協調、促進

地場産業である農漁業、商工業との6次産業化を図り、協調性ある観光施策を促進します。

(11) 観光イベントの推進、創出

既存のイベントの推進及び見直し、また観光客誘致のために、伊豆大島ジオパークと協調した新たなイベント等の創出を図ります。

(12) 体験型観光の促進

大島独自の体験型観光の創出やインタープリター・観光ガイド・ジオパークツアーガイド等の育成、充実を図ります。また、自転車競技人口の増加に加え、自転車競技選手権を開催した実績から自転車イベントを新設し、新たな来島者拡大を図ります。

(13) 勤労福祉会館の利用促進

勤労福祉会館の利用促進を図るとともに、ぱれ・らめーるの展示内容の充実に努め、島民及び観光客の癒しの場としての提供を促進します。

(14) 観光資源の開発と促進

特色ある観光地をめざして、伊豆大島ジオパークをトータルコンセプトに据えた新しい観光資源の開発促進に努めます。また、既存の施設及び資源の充実も図ります。

「第6」 商 工 業

本町における小売業・飲食業等の商業は、定住人口が消費する安定している面と、年間約20万人来島する観光客が消費する不安定な面とを合わせ持つ特殊な条件下の中で、それぞれの事業者が自助努力を重ねながら、離島という環境の中で共存共栄してきました。近年のIT化にともなう通信販売・ネットショップの普及及び人口減、観光客減による島内消費力の大幅な減少に対処するため、今後は社会動向をよく見極めながら、柔軟かつ弾力的な経営基盤の確立を図ります。

○商業の現況

年	業種	事業所数	従業員者数	年間販売額（千円）
平成4年	飲食店	92軒	228人	909,000
平成6年	卸売・小売業	382軒	1,259人	20,365,000
平成9年	飲食店	395軒	1,279人	20,257,000
平成11年	卸売・小売業	401軒	1,321人	18,567,000
平成14年	卸売・小売業	368軒	1,281人	17,042,000
平成16年	卸売・小売業	352軒	1,112人	15,022,000
平成19年	卸売・小売業	331軒	1,157人	15,035,000
平成21年	卸売・小売業	180軒	661人	(調査対象外)
平成24年	卸売・小売業	152軒	548人	5,410,000

資料：商業統計調査

○工業の現況

年	事業所数	従業者数	製造品出荷額等（万円）
平成18年	11ヶ所	118人	61,189
平成19年	9ヶ所	97人	55,400
平成20年	26ヶ所	130人	69,158
平成21年	11ヶ所	97人	59,335
平成22年	11ヶ所	96人	57,482
平成23年	22ヶ所	131人	67,017
平成24年	9ヶ所	81人	57,012
平成25年	8ヶ所	57人	39,267

資料：工業統計調査

(注) 平成20年・平成23年については3人以下の特定業種以外は従業者4人以上

(計画)

(1) 商工会の育成

商工会への助成を継続するとともに、基本的な支援を行い、消費者動向の把握や流通経路の調査開拓に努めるなど、経営の安定化を図り、観光、漁業、農業、商工業一体となった計画を引き続き施行することにより地域経済の活性化に努めます。

また、商工会が行っている夏まつりなどについては継続して支援を行います。

(2) 緊急融資制度の検討

商工業者への緊急経済対策として、地元金融関係とタイアップした町の利子補給制度を検討します。

(3) 新たな企業の誘致と既存の企業への支援

島の地理的条件に合った企業の誘致を行うとともに、既存の企業への支援を行うことで、雇用の安定確保を図るとともに、地場産業の振興に努めます。

(4) 魅力と活力のある商店街づくり

各地区の商店会の経営基盤の健全化に努めていますが、近年は通信販売等による島外消費も増大しており、消費者のニーズに対応できるよう、魅力と活力のある商店会づくりを図ります。

(5) 特産品の開発

6次産業の中核となり得る、地場産業を生かした特産品の開発に努めます。

(6) ストックポイントの整備

冷蔵・冷凍コンテナの導入を推進するなど、効率性、安全性を高めるためにストックヤードの整備を促進します。

(7) 地産地消から地産地商・外商へ

島内で生産された新鮮な産物を訪れる観光客が気軽に味わえる体制づくりに努めるなど、地産地消（商）の充実を図り、更には地産外商を促進します。

「第7」 消費者の保護

本土と隔離された離島の住民にとって、日常必需品などの消費物価は割高となっています。島しょ貨物運賃補助制度の充実を図り、関係機関に要請し消費者の保護に努めます。また、近年増え続ける消費者被害を未然に防止するため、情報提供や普及啓発に努めます。

○島しょ貨物運賃補助制度

補助対象貨物	プロパンガス プロパンガス空ボンベ 小麦粉・食用油	野菜・果物 牛 豚 肥料 飼料 天草 榊 植木 生花 切葉 木炭 キヌ サヤエンドウ 柘材・桑材 球根 魚介類
補助率	100%	50%

《第6章》 安心と笑顔あふれる美しいまちづくり

－ 復興のまちづくり －

復興に当たっては、被災者の生活、生業の一日も早い再建を図ることを最優先に進めていかなければなりません。更に、特に大きな被害を受けた地域の原形復旧に止まらず、今回の災害を教訓として、町全体の防災力の向上をめざし、地域基盤の向上や良好なまちづくりを図ります。

そのため、土砂災害からの早期の復興を図り、災害に強い自助・共助・公助のまちづくりに努めるとともに、住民が安心して生き生きと暮らすことができる地域力溢れる大島町の再生をめざして、住民と行政の信頼関係をもとに、協働と連携により「被災を繰り返さないまちづくり」、「安心して住み続けられるまちづくり」を進め、復興を積極的かつ着実に推進します。

更に、住民と行政とが一丸となって、復興でめざす島の姿の実現に向けて取組み、被災前より魅力ある島づくりを進めていきます。

1. 基本目標

復興には被災者の生活再建という早期に対応すべき課題から、新しいまちづくりという長期的な課題まで、多岐にわたる取組みが必要とされます。

大島町基本構想・基本計画は、大島町復興計画との整合性を図りつつ、この間急がれる課題である被災者の生活再建や土砂災害対策短期対策の実施、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催、今後の人口動向などを見据えたうえでの目標を設定し、災害から立ち上がり、復興でめざす島の姿の実現に向けた取組みを行っていくこととします。

「第1」復興の柱1

被災者生活支援事業

①被災者への資金等の支援

- ・様々な既存制度を適切に運用し、一人ひとりが被災者の生活再建を支援します。

②住宅再建の支援

- ・被災者の方々の意向を把握し、各種の既存制度の活用をするとともに、住宅再建課題に対応し、公共事業による用地取得を推進します。
- ・元町地区復興まちづくり計画により、住宅再建に必要な基盤整備などを促進し安心し

て住み続けられる安全で快適な居住環境を整備します。

③多様なサービスの提供

- ・被災者をはじめ住民が安心して暮らせるよう、住民の生活に関連する保健や医療、介護、子育て支援等、福祉に関する各種サービスを行い、社会福祉協議会等と連携した被災者の見守り体制の整備など、きめ細やかな支援を推進します。
- ・必要なサービスが適切に行き届くよう、見守り体制を継続し、求められるサービスを提供します。

④情報提供と相談体制の確立

- ・被災者が各種の支援体制を活用し、早期に生活再建に取り組むことができるよう、情報提供と相談体制を強化します。
- ・相談体制を維持し、被災者の生活再建の進歩や心身の状況に応じた支援を行います。

「第2」復興の柱2

地域基盤・インフラの復旧

①地域基盤の整備

- ・町道など地域基盤の復旧や復興事業を展開するために、自然環境に配慮しながら、必要な整備を進めます。
- ・東京都が行う土砂災害対策などと連携しながら、被災した地域では自然と調和を図り、「安全」に加え「安心」を確保するまちづくりを推進します。
- ・東京都と町が連携して、島全体の安全性向上に向けた土砂災害対策を進めます。

②インフラの復旧と機能強化

- ・水道や電気、通信などライフライン施設については、災害時も供給機能が維持できるようような整備の検討を推進します。

「第3」復興の柱3

産業・観光復興支援

①島内企業の早期再建と商工業の復興

- ・直接間接に被災の影響を受けている島内企業が早期に復旧・再建できるよう、東京都と連携し各種支援策を進めるとともに、観光振興と連携して賑わいを取り戻します。
- ・農業、水産業、観光と一体となった取り組みを展開して、商工業の振興を図ります。
- ・企業支援、新たな特産品の開発等、島内外の消費者ニーズの変化に対応できる新たな

魅力づくりを継続し、地域経済の活性化を進めます。

②農業の早期再建と復興

- ・被災した農業者の意向を踏まえ、国や東京都の支援を活用して、営農再開への支援と農地や農業用施設等の復旧を行い、農業者の生活再建を支援します。
- ・商工業、水産業、観光と連携して農産物の地産地消を推進し、農業の6次産業化と振興を図ります。
- ・遊休農地の有効活用、担い手の確保・育成・定住支援などにより、農業の活性化をより一層図ります。

③水産業の早期再建と振興

- ・東京都と連携し、土砂等が流入した漁場の早期回復に取り組みます。
- ・水産加工技術の向上とともに、農業、商工業、観光と連携して魚介類や水産加工品の地産地消を推進し、水産業の6次産業化と振興を図ります。
- ・種苗放流など栽培漁業の推進による漁獲の安定化、担い手の育成・定住支援等により、水産業の活性化をより一層図ります。

④観光振興の推進

- ・島の安全対策のPRや、観光キャンペーンの展開などによる観光客の誘致を図ります。
- ・既存の観光資源の活用や改善とともに新たな観光資源の整備を図り、観光客への心のこもったおもてなしで島の魅力を向上し、リピーターのみならず来島者の口コミや様々な情報発信により新規の観光客の来島を促進します。
- ・東京オリンピック・パラリンピック（2020年開催）に合わせて、新たな大島の魅力の創出と世界に向けた発信により、多様な人々の来島をより一層促進し、観光振興を図ります。
- ・地域ごとの特色あるまちなみを保全するとともに、大島の自然と調和する景観的に優れたまちなみ形成に取り組み、観光振興を図ります。

「第4」復興の柱4

防災まちづくりの強化

①台風26号にともなう豪雨災害の検証と地域防災計画の改訂

- ・今回の災害による課題を検証し、災害時の情報伝達体制や避難体制などを改善・強化します。
- ・土砂災害に加え、大規模地震や津波、噴火などの災害危険も考慮した災害時の体制や対策などを強化します。

- ・災害から復興の経験をふまえ、地域の土地利用やコミュニティの特性に配慮し、災害予防、応急対策、復旧・復興対策の事前実施と事前準備に向けた体制を強化します。

②災害情報の連絡体制の再構築

- ・町による各種の災害情報の収集及び住民等への伝達に関しては、情報連絡手段の充実を図り、町民にわかりやすい情報提供を行います。
- ・提供された災害情報を活かして“自らが主体的に命を守ることのできる”人づくりを推進します。
- ・住民が周囲で覚知した災害に係る情報について、ツイッターやSNSなどの新しい情報手段を活用して町と住民、住民同士が情報を共有するシステムを検討します。

③災害対応力の強化

- ・災害時における消防力の増強、町役場ほか、災害時の防災拠点となる施設の機能強化などにより、防災対応力を強化します。
- ・各種ライフライン事業者と連携してライフラインの災害対応力を強化します。
- ・防災訓練や防災学習などを通して“自らが主体的に命と家族を守ることのできる”人づくりを推進し、自助力の拡大を図ります。
- ・自主防災組織の育成、その他活動の活性化を通して、避難や被災後の支援など様々に地域で支援し合う、地域の共助力の拡大を図ります。

④島内避難体制の再構築

- ・避難行動に支援を要する人への対応も含め、地域ごとの共助による避難体制の整備を推進します。
- ・避難計画は、地域ごとの避難行動に支援を要する人の現状把握にあわせて防災関係機関と緊密な調整を行い、適宜見直しを行うとともに、土砂災害のほか、大規模地震や津波などの自然災害も考慮して、地域特性に応じた避難体制を構築します。

⑤避難施設の強化等

- ・既に指定されている避難所の修繕・改修又は新規設置等によりあらゆる災害に対する防災機能の強化に努めるとともに、利活用が可能な町有施設については、避難所としての機能が適切か否かの検討を重ね有効利用を図ります。
- ・避難所施設のバリアフリー化や食料や生活必需品、資機材等の整備、通信機器の整備などを検討し、避難所機能の向上を図ります。
- ・災害に応じた避難経路の経路の整備や安全性確保などにより、安全・迅速・円滑な避難ができるよう図ります。

⑥災害教訓の伝承と地域防災力の向上

- ・防災訓練及び防災教育の充実と効果的な実施方法を検討するなど、住民との協働と連

携による地域防災力の向上を推進するとともに、今回の災害の検証や教訓を、島内外にわたって後世に伝えます。

- ・ 自助・共助・公助の考え方にに基づき、防災教育の推進や自主防災組織の育成などにより、防災意識の高い人づくりを進めます。

⑦ 追悼式の開催

- ・ 犠牲になられた方々のご冥福を祈り、二度と災害による犠牲者をださない取組みを継続していくことを誓うため、メモリアル公園が完成するまで毎年10月16日に開発総合センターにおいて追悼式を開催します。メモリアル公園が完成した後は、公園内での開催に努めます。

「第5」元町地区の復興まちづくり

元町地区の復興まちづくりは、大金沢の土砂災害対策改修の進捗にあわせて、災害に対して安全・安心を感じることができ、かつ景観に配慮した市街地基盤の整備と土地利用（安全・安心なまちづくり）を進め、被災者等の意向を尊重して住宅再建支援（住宅再建の推進）を進めるとともに、被災地域の土地については、民間も含めた検討を行うことにより、発展的な復興拠点となる土地利用を進めていきます。

(計画)

大島町復興計画・復旧・復興事業一覧

復興の柱	主な施策	事業概要	年度別事業内容				担当課
			平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
被災者生活 再建支援	①被災者への資金等の支援						
	災害弔慰金の支給	災害により死亡(又は行方不明)の方の遺族への弔慰金を支給する	実施	実施	実施	実施	福祉 けんこう課
	遺児生活支援事業	土砂災害により、両親又はその一方が死亡又は行方不明となった児童の就学及び修学並びに生活の支援のため支援金を支給する	実施	実施	実施	実施	福祉 けんこう課
	②住宅再建の支援						
	被災者生活再建支援金(加算支援金)の支給	土砂災害で住宅が全壊又は大規模半壊した者が、新たに住宅を建設、購入、補修又は賃借した際に支給する	実施				福祉 けんこう課
	大島町住宅再建支援補助金	被災者生活再建支援金(加算支援金)に加えて、町事業として、住宅再建(補修、建設・購入)のために必要な経費を支援する	実施	実施	実施	実施	土砂災害 復興推進室
	③多様なサービスの提供						
生活支援相談の実施	社会福祉協議会の生活支援相談員を中心とした「被災者生活支援連絡会」の総合的相談体制による支援を図る	実施	実施			福祉 けんこう課	

復興の柱	主な施策	事業概要	年度別事業内容				担当課
			平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
被災者生活再建支援	③多様なサービスの提供						
	医療費一部負担金の減免	災害により直接負傷した被災者に対する治療費の一部負担金を減免し、生活再建に支障をきたさぬよう支援する	実施				住民課
	負傷者通院費の補助	災害により負傷した被災者の治療に要する交通費を補助する	実施				福祉 けんこう課
	④情報提供と相談体制の確立						
	第二東京弁護士会等による無料法律相談を実施する	実施	検討事項	検討事項	検討事項	総務課	

復興の柱	主な施策	事業概要	年度別事業内容				担当課
			平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
地域基盤・インフラの復旧	①地域基盤の整備						
	元町地区雨水排水処理整備事業	元町地区内町道の排水構造物及び排水能力を調査し、大島支庁とも連携のうえ、排水整備計画を策定する。	実施	実施	実施	実施	地域整備課
産業・観光復興支援	①島内企業の早期再建と商工業の振興						
	中小企業再建に対する金融支援	被害を受けた中小企業が早期復旧を果たせるよう、営業再開や経営安定に必要な資金に対して利子補給等により、負担軽減を図る。	実施				観光産業課
	②水産業の早期再建と振興						
	漁場災害復旧事業	大量の流木等が流れ込んだ元町弘法浜、前浜地域を、元の好漁場に戻すため、漁場内にある流木等を撤去し漁場の復旧を図る。	実施	実施	実施	検討事項	観光産業課
	漁場振興のための助成事業	被害の大きかった地区の稚貝放流について上乗せ補助を行う。	実施	実施	実施	検討事項	観光産業課
つきいそ事業	災害により土砂等が流入した海域に、割栗石やコンクリート製平板礁を投入し、漁場造成を行う。	実施	実施	実施	検討事項	観光産業課	

復興の柱	主な施策	事業概要	年度別事業内容				担当課
			平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
産業・観光復興支援	③観光振興の推進						
	弘法浜遊泳場災害復旧事業	弘法浜及び隣接する湯の浜に流入した土砂の撤去等整備を実施する。	実施	検討事項			観光産業課
	観光案内板設置事業(多言語案内板)	外国人が大島へ来た際に円滑な移動・観光・防災避難等に関する情報を取得できる体制を整備する。	実施	実施			観光産業課
	外国人観光客誘致事業	外国人が大島へ来るための魅力・動機付けを発信するとともに、島内での円滑な移動・観光・防災避難等に関する情報提供を含めた対応を実施できる体制を構築する。	実施	実施	実施	実施	観光産業課
	岡田港船客待合所施設整備事業	岡田港船客待合所施設整備に合わせ整備される大島町交流施設を中心に、観光客に島の魅力を伝える環境づくりを行う。	実施	実施			政策推進課

復興の柱	主な施策	事業概要	年度別事業内容				担当課
			平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
防災まちづくりの強化	①台風 26 号にともなう豪雨災害の検証と地域防災計画の改訂						
	地域防災計画の策定	土砂災害防止法に基づく区域指定により、風水害編の見直しを行い、各災害を踏まえた地域防災計画の策定を行う。	実施				防災対策室
	避難所の整備	避難者のより良い避難生活のため、各避難所の環境整備を行う。また、土砂災害の避難所として適さない場所に避難所がある地域について、新たに避難所の整備を行う。	実施				防災対策室
	「防災の手引」の作成	住民等に分かりやすい、地震・津波・火山噴火・風水害等の災害に対応する「防災の手引」を作成し、日頃から防災意識の向上を図る。	実施	実施			防災対策室
	②災害教訓の伝承と地域防災力の向上						
	追悼式の開催	犠牲者の冥福を祈るとともに、災害に強い、安心して住み続けられる町の復興をめざし、またその教訓を後世に語り継ぐため追悼式等を行う。	実施	実施	実施	実施	総務課
	災害記録誌作成	平成 25 年台風 26 号による大島町土砂災害の災害記録誌を作成し、後世に残し、今後の防災に対する教訓・災害対応への一助とする。	実施				防災対策室

復興の柱	主な施策	事業概要	年度別事業内容				担当課
			平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
元町地区の復興まちづくり計画	流域隣接等町道整備事業	大金沢の流路改修にあわせて、メモリアル公園と弘法浜をつなぐ生活道路ネットワークを整備するとともに、広場整備を含む修景空間の整備を進め、元町地区復興まちづくりの基盤施設として整備することで、被災土地の利便性の向上を図り、今後の土地利用を推進する。	実施	実施	実施	実施	地域整備課
	メモリアル公園整備事業	災害の多くの犠牲者に思いを馳せ、みんなが集まり、教訓継承と未来に向かう地域活力の源となる空間として、地域拠点づくり公園を整備する。	実施	実施	実施	実施	土砂災害復興推進室
	被災地土地利用の検討・整備の推進	丸塚、神達周辺の公共利用及び、民間誘致等を含めた検討を行い、住民・観光客が集まる復興拠点となる土地利用を進める。更に、大金沢流路沿いの区域では、流路改修にあわせた町道整備を進め、住宅再建の推進を図るとともに、宅地の誘致を図れる整備を進める。	実施	実施	実施	実施	土砂災害復興推進室

《第7章》 まちづくり推進のために

－ 住民とともに歩む －

民主的な町政を推進するために住民の意向を十分把握するとともに、行政の実態を常に周知して、理解と協力を求めます。

「第1」 住民参加

多様化する行政の対応に、住民の創造と知恵を導入します。このため住民自らが学び、知り、会得して自己を高め、町政への積極的な参加ができるよう、いつでもどこでも幅広い学習活動の機会や場が得られるような環境づくりを進めます。

(計画)

(1) 住民意見交換会の開催

次期基本構想や多様化する行政の対応に住民の意見、意向を町政に反映させるため、住民懇談会等、意見交換の場を積極的に開きます。

「第2」 協働自治

第6次大島町基本構想及び前期基本計画の目標を実現させるために必要な行政体制づくりを、「協働」による改革で推進します。外部資源を活用し、従来の行政組織や事務体制の根本的在り方を変え、戦略的な経営目標のもとに、行財政の合理化効率化と住民サービスの向上を可能にさせる手法として、広い意味での協働型アウトソーシング経営（行政と住民・民間等が対等の担い手として、公益を実現しようとする共通の目的のもと、自主性、自立性の相互理解と尊重することで、双方にメリットをもたらす取組み）を推進します。

(計画)

(1) 活力ある地域づくり

民主体の活動と地方公共団体とが連携・協働し、住民が地域の活動に積極的に参加することで、地域の事情に応じたサービスを効率よく提供する仕組みを構築します。こうして地域の独自性や魅力が生まれ、地域への愛着が強まることで、活力ある地域づくりにつなげていきます。

「第3」 行 政

行政は、協働自治に掲げた協働型アウトソーシングを推進するため、公開性や透明性、そして行政の説明責任を果たし、公役務の直接的な供給主体から地域社会における企画調整システムへ、また、住民の持っている力を引き出し支援する立場へと自治体システムの改革を目指します。更に民間の活力を活用しつつ公共的な立場から企画管理する自治体へと移行、合理的効率的で質の高い住民サービスの向上を図ります。

1 住民サービスの充実

役場とは、「人の役に立つ場所」であり、一人ひとりが町の顔であることを認識し、住民が何を求めているかを自らが住民の立場になり、住民の視点にたって効率的で質の高い住民サービスの向上を図ります。

(計画)

(1) 行政機構の充実

多種多様化する住民のニーズに敏速かつ的確に対応できるよう、即応性、効率性に富んだ行政の組織づくり及びスリム化を図り、俗に言われる縦割り行政の弊害を極力ないように改善し、住民サービスの向上に努めます。

(2) 情報公開制度の推進

大島町の各機関が保有する町政情報を公開し、町政に関する住民の知る権利を保障することにより、住民の町政への参加をより一層推進するとともに、町政の公正な運営を図るため、情報公開制度の推進に努めます。

(3) 職員の質の向上

職員の研修等を町独自でも開催するとともに島外での研修等への参加を推奨し、自己啓発及び意識改革への取組みを評価しながら、総体的に職員の資質を底上げし、まちづくりをリードしていかなければならない町職員として相応しい者を育て、住民サービスの充実に努めます。

(4) 電子自治体政策の推進

番号制度導入に伴い、公共機関等が行う電子自治体政策と連携を図るとともに、事務の電子化、クラウド化を推進します。また、業務標準化を促進させ、今後予測される肥大化するシステム経費等の抑制に努めます。

(5) 情報セキュリティに関する人材、体制の強化

番号制度導入や高度化する大規模サイバー攻撃等の脅威の増大等、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するため、情報セキュリティポリシーの職員への啓発、個人情

報の保護、漏洩事故の防止に努めるとともに、情報セキュリティに関する人材、体制の強化を図ります。

(6) 地域情報化政策の推進

地域情報化政策の策定を行い、インターネットサービスの充実を図り、情報発信の推進を行います。

(7) 公共施設等総合管理計画

平成 27 年度整備の固定資産台帳情報に基づき平成 28 年度中を目処に「公共施設等総合管理計画」を策定します。今後の公共施設管理の基本的方針を定め、施設の長寿命化・集約化等について各部門で検討を行い順次可能なものから実施します。

2 広報、広聴活動の充実

高度情報化の中で、住民が行政に理解と関心を積極的に参加できるよう、住民の知りたい情報を的確に把握し、すみやかな情報の提供と意見を反映させるための広報活動を充実し、情報交換が適切に行われる体制を整えます。

(計画)

(1) 広報、広聴活動の充実

住民に解りやすくきめ細かい広報、広聴活動の充実を図ります。

(2) ホームページ等の活用

現在の公式ホームページの内容の充実を図ります。

3 行政改革の推進

行政改革の見直しと共に、普通会計レベルでの職員数 165 人への削減は既に達成しましたが、引続き現状に適した効率的な行政運営を図ります。当面の間、任期付職員の活用及び技術職の新規採用、育成等を行い土砂災害の復興促進に対する人員強化を図ります。また、産休・育休の職員に対する補強も任期付職員等を活用し対応していきます。このため、平成 28 年度から前期基本計画は職員数の限度を 170 名とします。また、平成 32 年度からの後期基本計画に職員数 165 名を目標と定め、実施します。

○過去 5 ヶ年の職員数の状況

(各年 4 月 1 日現在)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
普通会計	175 人	170 人	162 人	160 人	161 人
その他の会計	16 人	16 人	14 人	14 人	14 人
合 計	191 人	186 人	176 人	174 人	175 人

(計画)

(1) 現在の行政組織を見直せるものから改善し、係の数や課の数を含め統廃合や所管事務の変更などに、積極的に取組み推進します。

(2) 行政評価システムを推進します。

(3) 管理的事務経費は、經常経費を圧迫するひとつの経費であり、行政需要が増加していることから年々増加傾向であります。この経費は、一度発生するとなかなか極端に減らせないので、新たな行政需要に対しては、スクラップ・アンド・ビルド方式等で望むことを基本とします。旅費、需用費、委託料及び備品購入費といった内部的管理経費である經常的物件費については、サービス水準を維持しつつ、さらなる効率化を図るとともに、慣例化した事務の進め方についても職員一人ひとりがコスト意識を持ち、創意工夫により経費縮減に努めます。更に全般的事項として行政効果、費用対効果を勘案のうえ、事業効果の乏しいものは思い切って廃止するなど、多方面から事務事業を見直し、行政のスリム化・合理化を徹底的に推進します。

「第4」 財 政

社会経済状況が大きく変化する中、町財政も自らの構造を改革し、新しい時代に適応することが求められています。そのためには、これまでの制度や施策を聖域なく見直し、時代に適合した柔軟で効率よいものへと改善を図ります。

長引く経済不況や少子高齢化にともなう税収の減少、社会保障費の増加などにより、当町をとりまく財政環境は、今後ますます厳しくなっていく見込みです。また、循環型施設整備事業実施等の影響により町債残高が増加し、經常収支比率が悪化するなど、財政構造が硬直化しつつあります。更に平成 25 年台風 26 号土砂災害の復興事業は長期にわたるため、この先も難しい財政運営を迫られております。

このような状況に対応し、本基本計画を達成するためには、より一層財政改革を推進し、財政規律の堅持に努める必要があります。

(町財政の現況)

町財政の現況を財政指数等に基づき、簡潔に次のとおり分析します。

なお、平成 26 年度数値を中心に分析しますが、類似団体の数値は平成 25 年度数値を参考に使用します。

①財政力指数

財政力指数とは、財政力を示す指標で、地方交付税法の規定により算定した基準財政収

入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値であります。この指数が 1 を超えると地方交付税の不交付団体となります。

平成 26 年度財政力指数は 0.34 であり、類似団体平均の 0.40 と比較すると依然として平均を下回っています。この主な要因は、長引く景気低迷による町税の減収及び公債費の増などによるものであります。

②経常収支比率

経常収支比率とは、財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、町税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の合計額に占める割合です。一般的には 70～80%が適正水準と言われていています。

平成 26 年度経常収支比率は 91.9%であり、類似団体平均の 85.5%を上回っています。今後の方策として、歳出面では普通建設事業の精査査定による公債費の縮減、歳入面では滞納者対策による町税の増収を図らなければなりません。

③将来負担比率

将来負担比率とは、財政健全化法制定に基づく指標で、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。この数値が大きいほど、現世代より将来世代の負担が大きくなります。平成 26 年度将来負担比率は 124.0%であり、類似団体平均の 73.8%と比較すると大きく上回っています。

④公債費負担比率

公債費負担比率とは、財源構造の弾力性を判断する一つの指標として用いられるもので、一般財源総額に占める公債費の一般財源所要額の比率であり、特に適正水準はありませんが、一般的には 15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

平成 19 年度の 24.1%がピークでしたが、年々、低下傾向とはなっており、平成 26 年度も 12.5%で改善傾向にあります。類似団体平均は 14.2%です。

しかし平成 24 年度・平成 25 年度借入れした循環型施設整備事業の返済が始まることにより、今後数年間は数値が悪化すると見込んでおります。

⑤実質公債費比率

実質公債費比率とは、公債費による財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられ、従前の公債費比率を改善したものであります。18%以上の団体は、地方債の発行に許可が必要となり、25%以上になると単独事業等にかかる地方債が制限されます。平成 26 年度実質公債費比率は 12.7%であり、類似団体平均の 10.5%と比較すると平均を上回っています。平成 24 年度・平成 25 年度に借入れした循環型施設整備事業の影響で、今後数年間は更に数値が悪化すると見込んでおります。

⑥人口一人当たり人件費・物件費・維持補修費の状況

平成 26 年度人口一人当たり人件費・物件費・維持補修費の額は 908,900 円であり、類似団体平均の 209,598 円と比較すると平均の約 4 倍以上となっています。これは、「島」という特殊な地理的環境より、あらゆる施設等を独自に運営しなければならず、やむを得ない面もありますが、財政逼迫の大きな要因となっており、早期に是正しなければなりません。

⑦人口一人当たり地方債現在高

平成 26 年度人口一人当たり地方債現在高は 971,778 円であり、類似団体平均の 636,343 円と比較すると平均を大きく上回っています。

⑧人口一人当たり基金現在高

平成 26 年度人口一人当たり基金現在高は 373,628 円であり、類似団体平均 346,577 円と同程度です。

○過去 5 ヶ年の財政指標等

(単位：% 円)

項 目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
財政力指数	0.381	0.360	0.347	0.343	0.343
経常収支比率	85.8	84.5	87.3	84.9	91.9
将来負担比率	135.9	108.1	102.3	110.4	124.0
公債費負担比率	19.2	20.4	18.5	15.7	12.5
実質公債費比率	15.0	14.4	13.6	13.4	12.7
一人当たり人件費等	370,338	383,822	388,594	542,040	908,900
一人当たり地方債現在高	817,969	784,816	804,209	940,096	971,778
一人当たり基金現在高	172,757	226,939	272,083	342,869	373,628

(計画)

財政健全化に向けて、次の数値目標等を掲げます。

- (1) 赤字財政団体への転落を回避するとともに、財政の収支均衡を図ります。
- (2) 経常収支比率を 83%以下とします。
- (3) 地方債現在高は、平成 27 年度末の水準を維持します。
(普通交付税と一体化した臨時財政対策債等は除く。)
- (4) 財政調整基金、減債基金現在高を合わせて 15 億円を確保します。
- (5) 将来負担比率を 105%以下とします。
- (6) 実質公債費比率を 11%以下とします。
- (7) 町税の徴収率を 94%以上とします。
- (8) 行政需要に柔軟に対応するため、基金の改正を図ります。
- (9) 国民健康保険事業会計の健全化・安定化を図ります。

上記、数値目標等達成するための基本的対応方針は次のとおりとします。

厳しい財政状況のなか、大島町基本構想「前期基本計画」に示される各施策を着実に進めていくためには、経営という視点に立ち、歳入規模に見合った着実な行財政運営を心がける必要があります。

特に基幹財源である町税収入が伸び悩み、地方交付税などの縮減の動きなどを考慮すると財源確保の見通しは厳しく、歳出全般にわたる厳しい見直しを行い、収支の均衡、財政状況の改善を図っていかねばなりません。

このようなことから、町税等の収納率の向上による財源の確保や人件費の削減、既存事業の見直し、民間委託等の様々な手法の活用による事務事業の効率化や適正化、普通建設事業の抑制、受益者負担や補助交付金の見直しなどを進め、その目標を明確にしながら財政の健全化に努めます。

従来、町の財政運営は、計画性に欠ける面が多分にあり、基本計画は策定しても実施計画は不十分なため長期的な視野に立った効率的な財政運営が図れず、財政構造悪化を招いたひとつの要因となっています。

そのため、計画重視の財政運営が政策優先の目指すべき姿であり、基本的には計画に盛り込んでいない政策は実施できないこととし、安易な思いつきや計画性に欠ける政策などは排除することを強く打ち出すこととします。

重点施策を実施するに当たって、予算も積極的に重点配分し、財源確保にも最大限努力するが、新たな財源確保は現実的に困難な面もあるので、基本的には既存事業の縮小、廃止などで財源を捻出することを基本的な姿勢とします。

資 料 編

- i 諮問
- ii 答申
- iii 大島町総合開発審議会委員名簿

ii 諮 問

27大政発第62号
平成28年3月2日

大島町総合開発審議会
会長 白井 良平 殿

大島町長 三辻 利弘

第6次大島町基本構想・前期基本計画及び大島町まち・ひと・しごと
創生総合戦略の策定について

第6次大島町基本構想・前期基本計画及び大島町まち・ひと・しごと創生総合戦略
を策定するにあたり、大島町総合開発審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり
諮問します。

記

6次大島町基本構想（平成28年度から平成35年度）・前期基本計画（平成28
年度から平成31年度）及び大島町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年度
から平成31年度）について、審議会の意見を求めます。

iii 答 申

平成28年3月4日

大島町長 三辻 利弘 殿

大島町総合開発審議会
会長 白井 良平

平成28年3月2日付、27大政発第62号をもって諮問のありました「第6次大島町基本構想」・「前期基本計画」・「大島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、その審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1. 答 申

本審議会は、「第6次大島町基本構想」・「前期基本計画」・「大島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、慎重な審議をした結果、原案を適当と認めます。

2. 考 察

日本の社会情勢は、少子高齢化や都市部への一極集中化による地方の人口減少の同時進行にともない、公共サービスの需要に質量両面の変化が生じています。

高度成長期以降において大量に整備された公共施設等の社会資本が相次いで更新時期となっており、新たなニーズへの対応や経費削減、ひいては地域の活性化を目指した取り組みが全国で実施されています。

このような状況の中、大島町では、依然として続く観光産業の低迷、加速化する少子高齢化と定住人口の減少、第1次産業従事者の高齢化・担い手不足等、打開すべき課題は山積し、住民の行政に対する要請はますます多種多様化し、計画的な「まち・ひと・しごとづくり」を進めていくことが必要不可欠となります。

大島町が策定した「第6次大島町基本構想」・「前期基本計画」・「大島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実施にあたっては、各計画の達成状況を踏まえ、確実に見直しを図り、社会状況の変化や住民要望の的確な把握に努め、効果の調査・検討、効率的な運営に留意されるとともに、活力ある地域づくりのために、地域との連携に配慮されることを求めます。

最後に、町の将来像である「笑顔あふれる、誰もがぐらしたくなる島」の実現に向けて、適切な施策展開が図られることを期待します。

iv 大島町総合開発審議会委員名簿

大島町総合開発審議会委員名簿

平成28年3月2日現在

氏名	役職	任期
高橋 千香	大島町議会議長	平成28年3月31日
坂上 長一	大島町議会副議長	平成28年3月31日
佐藤 勝人	大島町議会議員（総務文教経済常任委員長）	平成28年3月31日
橋本 博之	大島町議会議員（住民福祉環境常任委員長）	平成28年3月31日
白井 良平	大島町教育委員会委員長	平成28年3月31日
土屋 茂	大島町農業委員会会長	平成28年3月31日
白井 岩仁	大島観光協会会長	平成28年3月31日
鶴崎 勝彦	大島町商工会会長	平成28年3月31日
沖山 喜子	大島町婦人会会長	平成28年3月31日
橋本 和之	大島町青年団体連合会会長	平成28年3月31日
立木 功	大島町小中学校校長会会長	平成28年3月31日
小池 渉	大島町PTA連合会会長	平成28年3月31日
川村 松男	元町漁協代表理事組合長	平成28年3月31日
川西 光興	伊豆大島漁協代表理事組合長	平成28年3月31日

大島町基本構想

(平成 28 年度から平成 35 年度まで)

前期基本計画

(平成 28 年度から平成 31 年度まで)

平成 28 年 3 月発行

発行 東京都大島町役場 政策推進課 振興企画係
〒100-0101 東京都大島町元町 1-1-14
電 話 04992 (2) 1444 (直通)
F A X 04992 (2) 1371